

工事成績評定表〔完成・完済部分〕

工事担当課						課長	課長代理	課長補佐	係長	課員	監督員										
令和 年度	起工番号							請負代金額	円												
工事名																					
工事場所 岡山市 区																					
受注者名	住所会社名 代表者氏名																				
契約年月日		令和 年 月 日			工期		令和 年 月 日から令和 年 月 日														
完成年月日		令和 年 月 日		完成通知書受理年月日		令和 年 月 日		検査完了年月日		令和 年 月 日											
評定項目			工事監督員職氏名					総括監督員職氏名					検査員職氏名								
考査項目	細別	a	b	c	d	e	a	ab	b	bc	c	d	e	a	ab	b	bc	c	d	e	
1. 施工体制	I.施工体制一般	+1.0	+0.5	0	-5.0	-10															
	II.配置技術者	+3.0	+1.5	0	-5.0	-10															
2. 施工状況	I.施工管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10								+5.0		+2.5		0	-7.5	-15	
	II.工程管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10	+2.0		+1.0		0	-7.5	-15								
	III.安全対策	+5.0	+2.5	0	-5.0	-10	+3.0		+1.5		0	-7.5	-15								
	IV.対外関係	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5.0															
3. 出来形 及び 出来ばえ	I.出来形	+4.0	+2.0	0	-2.5	-5.0								+10	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10	-20	
	II.品質	+5.0	+2.5	0	-2.5	-5.0								+15	+12	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25	
	III.出来ばえ													+5.0		+2.5		0	-5.0		
4. 工事特性	I.施工条件等への対応※2																				
5. 創意工夫	I.创意工夫 ※3																				
6. 社会性等	I.地域への貢献等						+10	+7.5	+5.0	+2.5	0										
加減点合計(1+2+3+4+5+6)			点					点					点								
評定点(65点±加減点合計)※1			① 点		② 点			③ 点													
評定点計			⑩ 点	※(① 点×0.4+② 点×0.2+③ 点×0.4)=④ 点																	
				完済部分検査の点数⑤ 点		完成検査の点数④ 点		完済部分の金額⑥ 円		完済部分以外の金額⑦ 円											
			完済部分検査 があった場合		請負代金額⑧ 円		評定点計：⑤×⑥÷⑧+④×⑦÷⑧= 点 (小数2位以下四捨五入の1位止めとする)														
7. 法令遵守等 ※7			(11) 点																		
評定点合計 ※8			点					○評価点計⑩(点) - 法令遵守等⑪(点) = 点													
8.総合評価 技術提案		技術提案履行確認 ※9						履行	不履行	対象外											
所見 ※5			(工事監督員)					(総括監督員)					(検査員)								

(註)

- 1 65点+「1~3.」の評定(加減点合計)+「4~6.」の評定(加点合計)=評定点 (各評定点(①~④)は小数第1位まで記入する。)
- 2 工事特性は、当該工事特有の難度の高い条件(構造物の特殊性、特殊な技術、都市部等の作業環境・社会条件、厳しい自然・地盤条件、長期工事における安全確保等)に対して適切に対応したことを評価する項目である。評価に際しては、監督員からの報告を受けて総括監督員が評価するものとする。
- 3 創意工夫は、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき評価内容があった場合に評価する項目である。
- 4 「4. 5. 6.」は、加点評価のみとする。
- 5 所見は必ず記入すること、欄が不足する場合は別紙に記載し、添付すること。
- 6 各考査項目ごとの採点は、考査項目別運用表によるものとする。
- 7 法令遵守の評価は、本請負契約書に基づくものであり、契約課等の関係課と連携し、総括監督員が行うものとする。
- 8 評定合計は、小数第1位止とする。
- 9 総合評価技術提案は、技術提案の履行が確認できない場合は『不履行』とし、法令遵守等において減点する。また、配置技術者においても当初評価を受けたものと同等の資格や経験を満たす者を配置できなくなった場合にも、法令遵守等において減点する。
- 10 評定者は、各考査項目・細目(「a, ab, b, bc, c, d, e」)のいずれか1つに○を付けて、加減点合計欄に集計する。
- 11 太線の枠内は、検査員が記入する。

別表第2-1① (工事監督員)

考査項目別運用表

考査項目	細別	a	b	c	d	e
1. 施工体制	I. 施工体制一般	適切である	ほぼ適切である	他の事項に該当しない	やや不備である	不適切である
	●評価対象項目	<p>1 「施工プロセス」のチェックリストのうち、施工体制一般について指示事項が無い。 2 施工計画書を、工事着手前に提出している。 3 作業分担の範囲を、施工体制台帳及び施工体系図に明確に記載している。 4 品質証明員が関係書類、出来形、品質等の確認を工事全般にわたって実施して、品質証明に係る体制が有効に機能している。 5 元請が下請の作業成果を検査している。 6 施工計画書の内容と現場施工方法が一致している。 7 緊急指示、災害、事故等が発生した場合の対応が速やかである。 8 現場に対する本店や支店による支援体制を整えている。 9 工場製作期間における技術者を適切に配置している。 10 機械設備、電気設備等について、製作工場における社内検査体制（規格値の設定や確認方法等）を整えている。 11 その他 ※以下の黄色の枠内に記入し評定を行う </p>	<p>施工体制一般に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。</p>	<p>施工体制一般に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。</p>		
	●判断基準 評価値が90%以上・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・b 評価値が80%未満・・・c	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> ①評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ②評価値(%) = 評価項目数() / 評価対象項目数() × 100 ③なお、評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。 </div>				
	II. 配置技術者 (現場代理人等)	a	b	c	d	e
		適切である	ほぼ適切である	他の事項に該当しない	やや不備である	不適切である
	●評価対象項目	<p>【全体を評価する項目】 1 「施工プロセス」のチェックリストのうち、配置技術者について指示事項が無い。 2 作業に必要な作業主任者及び専門技術者を選任及び配置している。</p> <p>【現場代理人を評価する項目】 3 現場代理人が、工事全体を把握している。 4 設計図書と現場との相違があった場合は、監督職員と協議するなどの必要な対応を行っている。 5 監督職員への報告を適時及び的確に行っている。</p> <p>【監理(主任)技術者を評価する項目】 6 書類を共通仕様書及び諸基準に基づき適切に作成し、整理している。 7 契約約款、設計図書、適用すべき諸基準等を理解し、施工に反映している。 8 施工上の課題となる条件（作業環境、気象、地質等）への対応を図っている。 9 下請の施工体制及び施工状況を把握し、技術的な指導を行っている。 10 監理(主任)技術者が、明確な根拠に基づいて技術的な判断を行っている。 11 その他 ※以下の黄色の枠内に記入し評定を行う </p>	<p>配置技術者に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。</p>	<p>配置技術者に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。</p>		
	●判断基準 評価値が90%以上・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・b 評価値が80%未満・・・c	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> ①評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ②評価値(%) = 評価項目数() / 評価対象項目数() × 100 ③なお、評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。 </div>				

別表第2-1② (工事監督員)

考査項目別運用表

考査項目	細別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	I. 施工管理	適切である	ほぼ適切である	他の事項に該当しない	やや不備である	不適切である
		<p>●評価対象項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 1 「施工プロセス」のチェックリストのうち、施工管理について指示事項が無い。 <input checked="" type="checkbox"/> 2 施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映したものとなっている。 <input checked="" type="checkbox"/> 3 現場条件の変化に対して、適切に対応している。 <input checked="" type="checkbox"/> 4 工事材料の品質に影響が無いよう保管している。 <input checked="" type="checkbox"/> 5 日常の出来形管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。 <input checked="" type="checkbox"/> 6 日常の品質管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。 <input checked="" type="checkbox"/> 7 現場内の整理整頓を日常的に行っている。 <input checked="" type="checkbox"/> 8 指定材料の品質証明書及び写真等を整理している。 <input checked="" type="checkbox"/> 9 工事打合せ簿を、不足無く整理している。 <input checked="" type="checkbox"/> 10 建設副産物の再利用等への取り組みを適切に行っている。 <input checked="" type="checkbox"/> 11 工事全般において、低騒音型、低振動型、排出ガス対策型の建設機械及び車両を使用している。 <input checked="" type="checkbox"/> 12 その他 ※以下の黄色の枠内に記入し評定を行う 		<p><input checked="" type="checkbox"/> 施工管理に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。</p>		<p><input checked="" type="checkbox"/> 施工管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。</p>
		<p>●判断基準 評価値が90%以上・・・a 評価値が80%以上90%未満・b</p>		<p>①評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ②評価値(%) = 評価項目数() / 評価対象項目数() × 100 ③なお、評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。</p>		
	II. 工程管理	a	b	c	d	e
		適切である	ほぼ適切である	他の事項に該当しない	やや不備である	不適切である
		<p>●評価対象項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 1 「施工プロセス」のチェックリストのうち、工程管理について指示事項が無い。 <input checked="" type="checkbox"/> 2 工程に与える要因を的確に把握し、それらを反映した工程表を作成している。 <input checked="" type="checkbox"/> 3 実施工表の作成及びフォローアップを行っており、適切に工程を管理している。 <input checked="" type="checkbox"/> 4 現場条件の変化への対応が迅速であり、施工の停滞が見られない。 <input checked="" type="checkbox"/> 5 時間制限や片側交互通行等の各種制約への対応が適切であり、大きな工程の遅れが無い。 <input checked="" type="checkbox"/> 6 工事の進捗を早めるための取り組みを行っている。 <input checked="" type="checkbox"/> 7 適切な工程管理を行い、工程の遅れが無い。 <input checked="" type="checkbox"/> 8 休日の確保を行っている。 <input checked="" type="checkbox"/> 9 計画工程以外の時間外作業がほとんど無い。 <input checked="" type="checkbox"/> 10 その他 ※以下の黄色の枠内に記入し評定を行う 		<p><input checked="" type="checkbox"/> 工程管理に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。 <input checked="" type="checkbox"/> 業者の責により契約工期終期日14日前(土日祝日を含む)までに工事完成通知書(全ての必要関係書類を含む)が提出されなかった。</p>		<p><input checked="" type="checkbox"/> 工程管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。 <input checked="" type="checkbox"/> 業者の責により契約工期終期日7日前(土日祝日を含む)までに工事完成通知書(全ての必要関係書類を含む)が提出されなかった。</p>
		<p>●判断基準 評価値が90%以上・・・a 評価値が80%以上90%未満・b 評価値が80%未満・・・c</p>		<p>①評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ②評価値(%) = 評価項目数() / 評価対象項目数() × 100 ③なお、評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。</p>		

別表第2-1② (工事監督員)

考査項目別運用表

考査項目	細別	a	b	c	d	e	
2. 施工状況	III. 安全対策	適切である	ほぼ適切である	他の事項に該当しない	やや不備である	不適切である	
	●評価対象項目	<p>1 「施工プロセス」のチェックリストのうち、安全対策について指示事項が無い。 2 災害防止協議会等を1回／月以上行っている。 3 安全教育及び安全訓練等を半日／月以上実施している。 4 新規入場者教育の内容に、当該工事の現場特性を反映している。 5 工事期間を通じて、労働災害及び公衆災害が発生しなかった。 6 過積載防止に取り組んでいる。 7 仮設工の点検及び管理を、チェックリスト等を用いて実施している。 8 保安施設の設置及び管理を、各種基準及び関係者間の協議に基づき実施している。 9 地下埋設物及び架空線等に関する事故防止対策に取り組んでいる。 10 その他 ※以下の黄色い枠内に記入し評定を行う</p>			■ 安全対策に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。	■ 安全対策に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。	
	●判断基準 評価値が90%以上・・・・a 評価値が80%以上90%未満・b 評価値が80%未満・・・・c	<p>①評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ②評価値(%) = 評価項目数() / 評価対象項目数() × 100 ③なお、評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。</p>					
	IV. 対外関係	a	b	c	d	e	
	●評価対象項目	適切である	ほぼ適切である	他の事項に該当しない	やや不備である	不適切である	
	●評価対象項目	<p>1 「施工プロセス」のチェックリストのうち、対外関係について指示事項が無い。 2 関係官公庁などと調整を行い、トラブルの発生が無い。 3 地元との調整を行い、トラブルの発生が無い。 4 第三者からの苦情が無い。もししくは、苦情に対して適切な対応を行っている。 5 関連工事との調整を行い、円滑な進捗に取り組んでいる。 6 工事の目的及び内容を、工事看板などにより地域住民や通行者等に分かりやすく周知している。 7 その他 ※以下の黄色い枠内に記入し評定を行う</p>			■ 対外関係に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。	■ 対外関係に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。	
	●判断基準 評価値が90%以上・・・・a 評価値が80%以上90%未満・b 評価値が80%未満・・・・c	<p>①評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ②評価値(%) = 評価項目数() / 評価対象項目数() × 100 ③なお、評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。</p>					

考査項目別運用表(営繕工事)

考査項目	細別	a	b	c	d	e
1. 施工体制	I. 施工体制一般	施工体制が優れている	施工体制が良好である	施工体制が適切である	施工体制がやや不適切である	施工体制が不適切である
		<p>●評価対象項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 1 作業の分担の範囲が、下請業者を含め、書面に明確に記載されている。 <input checked="" type="checkbox"/> 2 品質管理体制が、書面に適切に記載されている。 <input checked="" type="checkbox"/> 3 安全管理体制が、書面に適切に記載されている。 <input checked="" type="checkbox"/> 4 現場の施工体制（品質管理、安全管理を含む）が、書面と一致している。 <input checked="" type="checkbox"/> 5 工事規模に応じた人員・機械配置がなされ施工している。 <input checked="" type="checkbox"/> 6 建設業退職金共済制度（建退共）の趣旨を下請業者に説明するとともに、証紙の購入が適切に行われ、配布が受け扱い簿等により適切に把握されている。 <input checked="" type="checkbox"/> 7 元受業者が、下請業者の施工結果を十分に検査している。 <input checked="" type="checkbox"/> 8 現場における施工体制に対し、本支店による十分な支援体制を整え実施している。 <input checked="" type="checkbox"/> 9 「施工プロセス」のチェックリストのうち、施工体制一般について指示事項が無い。または、指示事項に対する改善が速やかに実施されている。 <input checked="" type="checkbox"/> 10 その他 ※以下の黄色の枠内に記入し評定を行う <p>●判断基準</p> <p>評価値が90%以上・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・b 評価値が60%以上80%未満・・・c 評価値が60%未満・・・d</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 施工体制一般に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 施工体制一般に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。</p>		
	II. 配置技術者 (現場代理人等)	a	b	c	d	e
		配置技術者として優れている	配置技術者として良好である	配置技術者として適切である	配置技術者としてやや不適切である	配置技術者として不適切である
		<p>●評価対象項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 1 現場代理人として、工事全体の把握ができている。 <input checked="" type="checkbox"/> 2 現場代理人として、監督職員への報告、協議等を書面で行っている。 <input checked="" type="checkbox"/> 3 契約書、設計図書等を理解し、現場に反映して工事を行っている。 <input checked="" type="checkbox"/> 4 工事請負契約款第18条（条件変更等）第1項（以下、「契約款第18条」という。）に基づく設計図書の照査をおこなっている。 <input checked="" type="checkbox"/> 5 書類及び資料が適切に整理されている。 <input checked="" type="checkbox"/> 6 作業環境、気象、地質条件等の把握及び対応に努めている。 <input checked="" type="checkbox"/> 7 工事に必要な専門技術者を選任し、配置している。 <input checked="" type="checkbox"/> 8 作業に必要な作業主任者を選任し、配置している。 <input checked="" type="checkbox"/> 9 主任（監理）技術者として技術的判断に優れ、良好な施工に努めている。 <input checked="" type="checkbox"/> 10 施工体制、施工状況を把握し、下請け、部下等をよく指導している。 <input checked="" type="checkbox"/> 11 施工等に伴う提案又は工夫をもって工事を進めている。 <input checked="" type="checkbox"/> 12 「施工プロセス」のチェックリストのうち、配置技術者（現場代理人／監理技術者／主任技術者）について指示事項が無い。または、指示事項に対する改善が速やかに実施されている。 <input checked="" type="checkbox"/> 13 その他 ※以下の黄色の枠内に記入し評定を行う <p>●判断基準</p> <p>評価値が90%以上・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・b 評価値が60%以上80%未満・・・c</p>	<p>①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は評定しない。 ②評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値（ %）=該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）×100</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 配置技術者に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 配置技術者に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。</p>	

※1. 建築一式工事を施工する場合において、一式工事の内容である他の建設工事（専門工事）を自ら施工する時は、当該専門工事に関し資格を有する者を置くものとする。なお、主任技術者が当該専門工事の資格を有していれば、専門技術者を兼ねることができる。
 ※2. 作業主任者を専任すべき作業は、労働安全衛生法施行令第6条による。

考査項目別運用表(営繕工事)

考査項目	細別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	I. 施工管理	施工管理が優れている	施工管理が良好である	施工管理が適切である	施工管理がやや不適切である	施工管理が不適切である
		<p>●評価対象項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 1 工事請負契約款第18条に基づく設計図書の照査結果について、協議を行っている。 <input checked="" type="checkbox"/> 2 施工計画書が、工事着手前（計画内容に変更を生じた場合を含む）に提出されている。 <input checked="" type="checkbox"/> 3 設計図書及び現場条件を反映した内容となっている。 <input checked="" type="checkbox"/> 4 施工計画書に、出来形・品質確保のための記載がある。 <input checked="" type="checkbox"/> 5 施工計画書に基づき、日常の出来形・品質の管理を適切に行っている。 <input checked="" type="checkbox"/> 6 施工図作成にあたり、関連工事と遅滞なく、調整が十分に図られている。 <input checked="" type="checkbox"/> 7 工事打合せ書等の工事記録の整備が、適時に行われている。 <input checked="" type="checkbox"/> 8 施工計画書の記載内容と現場施工方法が、一致している。 <input checked="" type="checkbox"/> 9 一工程の施工の検査・確認の報告が、適時に行われている。 <input checked="" type="checkbox"/> 10 現場内の整理整頓が、日常的に行われている。 <input checked="" type="checkbox"/> 11 使用する建築材料（以下「材料」という。）・設備機材（以下「機材」という。）の調達の計画及び搬入後の管理が適切である。 <input checked="" type="checkbox"/> 12 社内検査が計画的に行われている。 <input checked="" type="checkbox"/> 13 独自のチェックリスト等の管理基準により、管理されている。 <input checked="" type="checkbox"/> 14 低騒音型、低振動及び排出ガス対策型の建設機械及び車両を使用している。 <input checked="" type="checkbox"/> 15 建設廃棄物の処分及び建設副産物のリサイクルへの取り組みが、適切に行われている。 <input checked="" type="checkbox"/> 16 「施工プロセス」のチェックリストのうち、施工管理について指示事項が無い。または、指示事項に対する改善が速やかに実施されている。 <input checked="" type="checkbox"/> 17 その他 ※下の黄色の枠内に記入し評定を行う 	<p>施工管理に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。</p>	<p>施工管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。</p>		
		<p>●判断基準</p> <p>評価値が90%以上・・・・・・a 評価値が80%以上90%未満・・b 評価値が60%以上80%未満・・c</p>	<p>①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は評定しない。 ②評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値（　%）＝該当項目数（　）／評価対象項目数（　）×100</p>			
	II. 工程管理	<p>a</p> <p>工程管理が優れている</p>	<p>b</p> <p>工程管理が良好である</p>	<p>c</p> <p>工程管理が適切である</p>	<p>d</p> <p>工程管理がやや不適切である</p>	<p>e</p> <p>工程管理が不適切である</p>
		<p>●評価対象項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 1 実施工程表が工事着手前に提出され、関連工事との調整も適切に行っている。 <input checked="" type="checkbox"/> 2 現場での工程管理を詳細工程表やパソコン等を用いて、日常的に把握している。 <input checked="" type="checkbox"/> 3 工程のフォローアップを実施し、受注者の責により関連工事及び入居官署等に対し、影響を及ぼす工程の遅れがない。 <input checked="" type="checkbox"/> 4 現場または施工条件の変更への対応が積極的で、処理が早い。 <input checked="" type="checkbox"/> 5 工程に関する各種制約等があるにもかかわらず、工期内にスムーズに作業を行っている。 <input checked="" type="checkbox"/> 6 受注者の責による夜間や休日の作業がない。 <input checked="" type="checkbox"/> 7 休日・代休の確保を行っている。 <input checked="" type="checkbox"/> 8 近隣住民（入居官署等を含む）との調整を積極的に行い、円滑な工事進捗を行っている。 <input checked="" type="checkbox"/> 9 「施工プロセス」のチェックリストのうち、工程管理について指示事項が無い。または、指示事項に対する改善が速やかに実施されている。 <input checked="" type="checkbox"/> 10 その他 ※下の黄色の枠内に記入し評定を行う 	<p>工程管理に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。</p>	<p>業者の責により契約工期終期日14日前（土日祝日を含む）までに工事完成通知書（全ての必要関係書類を含む）が提出されなかった。</p>	<p>業者の責により契約工期終期日7日前（土日祝日を含む）までに工事完成通知書（全ての必要関係書類を含む）が提出されなかった。</p>	
		<p>●判断基準</p> <p>評価値が90%以上・・・・・・a 評価値が80%以上90%未満・・b 評価値が60%以上80%未満・・c</p>	<p>①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は評定しない。 ②評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値（　%）＝該当項目数（　）／評価対象項目数（　）×100</p>			

考査項目別運用表(営繕工事)

考査項目	細別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	III. 安全対策	安全対策が優れている	安全対策が良好である	安全対策が適切である	安全対策がやや不適切である	安全対策が不適切である
	●評価対象項目	<p>1 災害防止（工事安全）協議会等を設置し、1回／月以上活動し、記録が整備されている。 2 店舗パトロールを1回／月以上実施し、記録が整備されている。 3 各種安全パトロールで指摘を受けた事項について、速やかに改善を図り、かつ関係者に是正指示している。 4 安全教育・安全訓練等を適時適切に実施し、記録が整備されている。 5 安全巡視、TBM、KY等を実施し、記録を整備している。 6 新規入場者教育を実施し、実施内容に現場の特性が反映され、記録が整備されている。 7 現場の各工程において適時適切に、安全管理の措置をしている。 8 重機操作に際して、誘導員配置や重機と人の行動範囲の分離措置がなされている。 9 山留め等について、設置後の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。 10 仮設工事において、設置完了時や使用中の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。 11 使用機械、工具等の点検整備等がなされ、十分に管理されている。 12 工事現場における保安設備等の設置・管理が適切であり、よく整備されている。 13 過積載防止に十分に取り組んでいる。 14 「施工プロセス」のチェックリストのうち、安全対策について指示事項が無い。または、指示事項に対する改善が速やかに実施されている。 15 その他 ※下の黄色の枠内に記入し評定を行う</p> <p>■ ■ ■ 安全対策に関して、法令遵守の措置内容に該当する場合・・・C評定とする</p> <p>●判断基準 評価値が90%以上・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・b 評価値が60%以上80%未満・・・c</p> <p>①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は評定しない。 ②評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(%) = 評価項目数() / 評価対象項目数() × 100</p>	<p>■ ■ ■ 安全対策に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。</p>			
	IV. 対外関係	対外関係が優れている	対外関係が良好である	対外関係が適切である	対外関係がやや不適切である	対外関係が不適切である
	●評価対象項目	<p>1 工事施工にあたり、関係官署等の関係機関との協議及び調整を行い、トラブルの発生がない。 2 工事施工にあたり、近隣住民（入居官署等を含む）と適切に協議及び調整を行っている。 3 引渡し時に入居官署に対し、保守管理について適切な説明を行っている。 4 工事の目的及び内容を、工事看板などにより地域住民や通行人等に分かりやすく周知している。 5 近隣住民（入居官署等を含む）対策を実施し、苦情が無い。または、苦情に対して適切な対応を行い、以後のトラブルがない。 6 現場のイメージアップに取り組んでいる。 7 「施工プロセス」のチェックリストのうち、施工体制一般について指示事項が無い。または、指示事項に対する改善が速やかに実施されている。 8 その他 ※下の黄色の枠内に記入し評定を行う</p> <p>●判断基準 評価値が90%以上・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・b 評価値が60%以上80%未満・・・c</p> <p>①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は評定しない。 ②評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(%) = 評価項目数() / 評価対象項目数() × 100</p>	<p>■ ■ ■ 対外関係に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。</p>			

別表第2-1③ (工事監督員)

考査項目別運用表(土木工事)

考査項目	a	b	c	d	e		
3.出来形及び出来 ばえ I.出来形	<input checked="" type="checkbox"/> 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内である。	<input checked="" type="checkbox"/> 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内である。	<input checked="" type="checkbox"/> 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内である。	<input checked="" type="checkbox"/> 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	<input checked="" type="checkbox"/> 工事請負契約約款第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。		
	※ ばらつきの判断は別紙-4参照。						
			<p>① 出来形の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。 ② 出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状及び寸法をいう。 ③ 出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系であるが、当該管理基準によりがたい場合等については、監督職員と協議の上で出来形管理を行うものである。 ④ 出来形管理項目を設定していない工事は「c」評価とする。</p>				
機械設備工事 ※上記欄によらず、当該欄で評価	<table border="1"> <tr> <td>a 適切である</td> <td>b ほぼ適切である</td> <td>c 他の評価に該当しない</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ●評価対象項目 <ul style="list-style-type: none"> 1 据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図などを工夫している。 2 設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内である。 3 施工管理基準の撮影記録が撮影基準を満足している。 4 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理している。 5 不可視部分の出来形を写真撮影している。 6 塗装管理基準の塗膜厚管理を適切にまとめている。 7 溶接管理基準の出来形管理を適切にまとめている。 8 社内の管理基準に基づき管理している。 9 設計図書に定められている予備品に不足が無い。 10 分解整備における既設部品等の摩耗、損傷等について、整備前と整備後の劣化状況及び回復状況を図表等に記録している。 11 その他 ※下の黄色の枠内に記入し評定を行う 	a 適切である	b ほぼ適切である	c 他の評価に該当しない	<table border="1"> <tr> <td>d 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。</td> <td>e 工事請負契約約款第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。</td> </tr> </table>	d 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	e 工事請負契約約款第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。
a 適切である	b ほぼ適切である	c 他の評価に該当しない					
d 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	e 工事請負契約約款第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。						
	<ul style="list-style-type: none"> ●判断基準 評価値が90%以上・・・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・・b 評価値が80%未満・・・・c 	<table border="1"> <tr> <td> ①評価項目数を母数として計算した比率(%)を計算の値で評価する。 ②評価値(%) = 評価項目数() / 評価対象項目数() × 100 ③なお、評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。 </td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	①評価項目数を母数として計算した比率(%)を計算の値で評価する。 ②評価値(%) = 評価項目数() / 評価対象項目数() × 100 ③なお、評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。				
①評価項目数を母数として計算した比率(%)を計算の値で評価する。 ②評価値(%) = 評価項目数() / 評価対象項目数() × 100 ③なお、評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。							

別表第2-1③ (工事監督員)

考査項目別運用表(土木工事)

考査項目	工種	a 適切である	b ほぼ適切である	c 他の評価に該当しない	d	e
3.出来形及び出来 ばえ	電気設備工事・ 通信設備工事・ 受変電設備工事	●評価対象項目 1 据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図及び出来形管理表を工夫している。 2 機器等の測定（試験）結果が、その都度管理図表などに記録され、適切に管理している。 3 不可視部分の出来形を写真撮影している。 4 設計図書に定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理している。 5 設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内である。 6 設備の据付及び固定方法が設計図書又は承諾図書通り施工している。 7 配管及び配線が、設計図書又は承諾図書通りに敷設している。 8 測定機器のキャリブレーションを、定期的に実施している。 9 行先などを表示した名札がケーブルなどに分かり易く堅固に取り付けている。 10 配管及び配線の支持間隔や絶縁抵抗等について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 11 社内の管理基準に基づき管理している。 12 その他 ※下の黄色の枠内に記入し評定を行う		■出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	■工事請負契約約款第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った	
I. 出来形	※上記欄によら ず、当該欄で評 価	●判断基準 評価値が90%以上・・・・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・b 評価値が80%未満・・・・・・・c		①評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ②評価値(%) = 評価項目数() / 評価対象項目数() × 100 ③なお、評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。		

別表第2-1③ (工事監督員)

考査項目別運用表(土木工事)

考査項目	a	b	c	d	e					
3.出来形及び出来 ばえ II.品質	<p><input checked="" type="checkbox"/> 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内である。</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内である。</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内である。</p>		<p><input checked="" type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。</p>					
	<p>※ ばらつきの判断は別紙-4参照。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>① 品質の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。 ② 品質とは、設計図書に示された工事目的物の規格である。 ③ 品質管理とは、「水道工事施工管理基準」の試験項目、試験基準及び規格値に基づく全ての段階における品質確保のための管理体系である。 なお、当該管理基準によりがたい場合等については、監督職員と協議の上で品質管理を行うものである。 ④ 品質管理項目を設定していない工事は「c」評価とする。</p> </div>									
機械設備工事 ※上記欄によらず、当該欄で評価	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">a 適切である</th> <th style="text-align: center;">b ほぼ適切である</th> <th style="text-align: center;">c 他の評価に該当しない</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3"> <p>●評価対象項目</p> <p>1 材料、部品の品質照合の書類（現物照合）の内容が設計図書の仕様を満足している。 2 設備の機能及び性能を、承諾図書のとおり確保している。 3 設計図書の仕様を踏まえた詳細設計を行い、承諾図書として提出している。 4 機器の品質、機能及び性能が設計図書を満足して、成績書にまとめられている。 5 隆接管理基準の品質管理項目について規格値を満足している。 6 塗装管理基準の品質管理項目について規格値を満足している。 7 操作制御設備について、操作スイッチや表示灯を承諾図書のとおり配置し、操作性にすぐれている。 8 操作制御設備の安全装置及び保護装置が承諾図書のとおり機能している。 9 小配管、電気配線・配管が、承諾図書のとおり敷設している。 10 設備の取扱説明書を工夫している。 11 完成図書（取扱説明書）に定期的な点検及び交換を必要とする部品並びに箇所を明示している。 12 機器の配置が点検しやすい工夫をしている。 13 設備の構造や機器の配置が、部品等の交換作業を容易にできるよう工夫している。 14 二次コンクリートの配合試験及び試験練りが実施され、試験成績表にまとめられている。 15 パルプ類の平時の状態を示すラベルなどが見やすい状態で表示している。 16 計器類に運転時の適用範囲を見やすく表示している。 17 回転部や高温部等の危険箇所に表示又は防護をしている。 18 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。 19 現地状況を勘案し施工方法等について提案を行うなど、積極的に取り組んでいる。 20 その他 ※下の黄色の枠内に記入し評定を行う</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>●判断基準 評価値が90%以上···a 評価値が80%以上90%未満···b 評価値が80%未満···c</p>	a 適切である	b ほぼ適切である	c 他の評価に該当しない	<p>●評価対象項目</p> <p>1 材料、部品の品質照合の書類（現物照合）の内容が設計図書の仕様を満足している。 2 設備の機能及び性能を、承諾図書のとおり確保している。 3 設計図書の仕様を踏まえた詳細設計を行い、承諾図書として提出している。 4 機器の品質、機能及び性能が設計図書を満足して、成績書にまとめられている。 5 隆接管理基準の品質管理項目について規格値を満足している。 6 塗装管理基準の品質管理項目について規格値を満足している。 7 操作制御設備について、操作スイッチや表示灯を承諾図書のとおり配置し、操作性にすぐれている。 8 操作制御設備の安全装置及び保護装置が承諾図書のとおり機能している。 9 小配管、電気配線・配管が、承諾図書のとおり敷設している。 10 設備の取扱説明書を工夫している。 11 完成図書（取扱説明書）に定期的な点検及び交換を必要とする部品並びに箇所を明示している。 12 機器の配置が点検しやすい工夫をしている。 13 設備の構造や機器の配置が、部品等の交換作業を容易にできるよう工夫している。 14 二次コンクリートの配合試験及び試験練りが実施され、試験成績表にまとめられている。 15 パルプ類の平時の状態を示すラベルなどが見やすい状態で表示している。 16 計器類に運転時の適用範囲を見やすく表示している。 17 回転部や高温部等の危険箇所に表示又は防護をしている。 18 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。 19 現地状況を勘案し施工方法等について提案を行うなど、積極的に取り組んでいる。 20 その他 ※下の黄色の枠内に記入し評定を行う</p>				<p><input checked="" type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 工事請負契約款第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。</p>
a 適切である	b ほぼ適切である	c 他の評価に該当しない								
<p>●評価対象項目</p> <p>1 材料、部品の品質照合の書類（現物照合）の内容が設計図書の仕様を満足している。 2 設備の機能及び性能を、承諾図書のとおり確保している。 3 設計図書の仕様を踏まえた詳細設計を行い、承諾図書として提出している。 4 機器の品質、機能及び性能が設計図書を満足して、成績書にまとめられている。 5 隆接管理基準の品質管理項目について規格値を満足している。 6 塗装管理基準の品質管理項目について規格値を満足している。 7 操作制御設備について、操作スイッチや表示灯を承諾図書のとおり配置し、操作性にすぐれている。 8 操作制御設備の安全装置及び保護装置が承諾図書のとおり機能している。 9 小配管、電気配線・配管が、承諾図書のとおり敷設している。 10 設備の取扱説明書を工夫している。 11 完成図書（取扱説明書）に定期的な点検及び交換を必要とする部品並びに箇所を明示している。 12 機器の配置が点検しやすい工夫をしている。 13 設備の構造や機器の配置が、部品等の交換作業を容易にできるよう工夫している。 14 二次コンクリートの配合試験及び試験練りが実施され、試験成績表にまとめられている。 15 パルプ類の平時の状態を示すラベルなどが見やすい状態で表示している。 16 計器類に運転時の適用範囲を見やすく表示している。 17 回転部や高温部等の危険箇所に表示又は防護をしている。 18 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。 19 現地状況を勘案し施工方法等について提案を行うなど、積極的に取り組んでいる。 20 その他 ※下の黄色の枠内に記入し評定を行う</p>										

①評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
 ②評価値(%) = 評価項目数() / 評価対象項目数() × 100
 ③なお、評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

別表第2-1③ (工事監督員)

考査項目別運用表(土木工事)

考査項目	工種	a 適切である	b ほぼ適切である	c 他の評価に該当しない	d	e
3.出来形及び出来 ばえ	電気設備工事・ 通信設備工事・ 受変電設備工事	●評価対象項目 1 製作着手前に、品質や性能の確保に係る技術検討を実施している。 2 材料・部品の品質照合の結果が、品質保証書等（現物照合を含む）で確認でき、設計図書の仕様を満足している。 3 機器の品質・機能及び性能が、設計図書を満足し、成績書にまとめている。 4 操作スイッチや表示灯が承諾図書どおり配置され、操作性に優れている。 5 ケーブル及び配管の接続などの作業が施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合が無い。 6 設備の機能及び性能が設計図書の仕様を満足している。 7 操作制御関係の機能及び性能が、仕様を満足しているとともに、必要な安全装置及び保護装置の作動が確認できる。 8 設備の総合性能が、設計図書の仕様を満足している。 9 現場条件によって機器（製品）の機能及び性能が確認できない場合において、工場試験などで確認している。 10 設備全体についての取扱説明書を工夫し作成（修繕（改造・更新含む）の場合は、修正又は更新）している。 11 完成図書で定期的な点検や交換をする部品及び箇所を明示している。 12 設備の構造において、点検や消耗品の取替え作業が容易にできるよう工夫している。 13 その他 ※下の黄色の枠内に記入し評定を行う	●評価対象項目 評価値が90%以上・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・b 評価値が80%未満・・・c	①評価項目数を母数として計算した比率(%)を計算の値で評価する。 ②評価値(%) = 評価項目数() / 評価対象項目数() × 100 ③なお、評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。	●品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	●工事請負契約款第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った
II.品質	※上記欄によらず、当該欄で評価	●判断基準 a b c	d	e	f	g
維持・修繕工事	※上記欄によらず、当該欄で評価	●評価対象項目 1 常に緊急的な作業に対応できる体制を整えている。 2 緊急的な作業に対し、迅速に対応している。 3 監督職員の指示事項に対し、現地状況を勘案し、施工方法や構造について提案を行うなど、積極的に取り組んでいる。 4 施工後のメンテナンスに対する提言や修繕サイクル等を勘案した提案等を行っている。 5 その他 ※下の黄色の枠内に記入し評定を行う 6 その他 ※下の黄色の枠内に記入し評定を行う 7 その他 ※下の黄色の枠内に記入し評定を行う 8 その他 ※下の黄色の枠内に記入し評定を行う	●評価対象項目 ※該当項目が6項目以上・・・a ※該当項目が4項目以上・・・b ※該当項目が3項目以下・・・c 注 記載の4項目を必須の評価対象項目とし、この他に適宜項目を追加して評価するものとする。 ただし、評価対象項目は最大8項目とする。	①評価項目に該当する項目のみ評価する。 ②評定は判断基準により評価する。	●品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	●工事請負契約款第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った

別表第2-1③ (工事監督員)

考査項目	細別	a 出来形が優れている	b 出来形が良好である	c 出来形が適切である	d 出来形がやや不適切である	e 出来形が不適切である	
3. 出来形及び出来 ばえ	I. 出来形	<p>●評価対象項目</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 承諾図等が、設計図書を満足している。 2 施工図等が、設計図書を満足している。 3 現場における出来形が設計図書を満足し、適切な施工である。 4 施工計画書等で定めた出来形の管理基準に基づき、管理している。 5 出来形の管理記録が適切にまとめられており、結果が良好である。 6 出来形の管理方法を工夫している。 7 解体又は撤去工事の場合、撤去対象物の範囲等が確認でき、処分が適切である。 8 不可視部分となる出来形が、工事写真、施工記録により確認できる。 9 その他 ※下の黄色の枠内に記入し評定を行う 	<p>●判断基準</p> <p>評価値が90%以上・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・b 評価値が60%以上80%未満・・・c</p>	<p>※1. 出来形の対象は「材料、機材」と「施工の完了したもの」であり、工事目的物の形状、寸法、位置、数量並びに管理記録と設計図書を対比することにより評価を行う。</p>	<p>①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は評定しない。 ②評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(%) = 評価項目数() / 評価対象項目数() × 100</p>	<p>■工事請負契約款第17条に基づき、監督職員が文書で改善指示を行った。</p>	<p>■工事請負契約款第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。</p>

別表第2-1③ (工事監督員)

考査項目	細別	a 品質が優れている	b 品質が良好である	c 品質が適切である	d 品質がやや不適切である	e 品質が不適切である	
3. 出来形及び出来 ばえ	II. 品質 建築工事	<p>●評価対象項目</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 材料・製品の品質が、製作図等により確認でき、設計図書を満足している。 2 品質確認記録の内容が、適切である。 3 施工の各段階における完了時の品質が適切である。 4 車体工事における施工の品質が、良好である。 5 内外仕上げ工事における施工の品質が、良好である。 6 不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録等が整備されている。 7 その他 ※下の黄色の枠内に記入し評定を行う 	<p>●判断基準</p> <p>評価値が90%以上・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・b 評価値が60%以上80%未満・・・c</p>	<p>※1. 目的物の品質の水準を評価すること。 ※2. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの（システムを含む）」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。 ※3. デザインビルト方式等で建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によってよいものとする。また、改修工事等で付帯工事を含む場合は、主要工事で評価するものとし工事比率は100%とする。</p>	<p>①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は評定しない。 ②評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(%) = 評価項目数() / 評価対象項目数() × 100</p>	<p>■品質の管理に関して、監督職員が文書で改善指示を行った。</p>	<p>■工事請負契約款第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。</p>

別表第2-1③ (工事監督員)

考査項目	細別	a 品質が優れている	b 品質が良好である	c 品質が適切である	d 品質がやや不適切である	e 品質が不適切である
3. 出来形及び出来 ばえ	II. 品質 電気設備工事 受変電設備工事	<p>●評価対象項目</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足している。 2 施工の各段階における完了時の試験方法及び記録の方法が、適切である。 3 品質確認記録の内容が、適切である。 4 システムの性能及び機能に関する試運転、確認方法等が適切であり、記録の内容が設計図書を満足している。 5 機材及び施工の品質が、良好である。 6 不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録が整備されている。 7 その他 ※下の黄色の枠内に記入し評定を行う 	<p>●判断基準</p> <p>評価値が90%以上・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・b 評価値が60%以上80%未満・・・c</p> <p>※工事比率 1から100までの整数を入力</p>	<p>※1. 目的物の品質の水準を評価すること。 ※2. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの（システムを含む）」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。 ※3. デザインビルト方式等で建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によってよいものとする。また、改修工事等で付帯工事を含む場合は、主要工事で評価するものとし工事比率は100%とする。</p>	<p>①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は評定しない。 ②評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(%) = 評価項目数() / 評価対象項目数() × 100</p>	<p>■品質の管理に関して、監督職員が文書で改善指示を行った。</p> <p>■工事請負契約款第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。</p>

別表第2-1③ (工事監督員)

考査項目	細別	a 品質が優れている	b 品質が良好である	c 品質が適切である	d 品質がやや不適切である	e 品質が不適切である
3. 出来形及び出来 ばえ	II. 品質 暖冷房衛生設 備工事 機械設備工事	<p>●評価対象項目</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足している。 2 品質確認記録の内容が、適切である。 3 施工の各段階における完了時の試験方法及び記録の方法が、適切である。 4 システムの性能及び機能に関する試運転、確認方法等が適切であり、記録の内容が設計図書を満足している。 5 機材及び施工の品質が、良好である。 6 不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録が整備されている。 7 その他 ※下の黄色の枠内に記入し評定を行う 	<p>●判断基準</p> <p>評価値が90%以上・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・b 評価値が60%以上80%未満・・・c</p> <p>※工事比率 1から100までの整数を入力</p>	<p>※1. 目的物の品質の水準を評価すること。 ※2. 機械設備工事とは、エレベーター、エスカレーター設備工事等の建設業法における機械器具設置工事をいう。 ※3. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの（システムを含む）」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。 ※4. デザインビルト方式等で建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によってよいものとする。また、改修工事等で付帯工事を含む場合は、主要工事で評価するものとし工事比率は100%とする。</p>	<p>①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は評定しない。 ②評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(%) = 評価項目数() / 評価対象項目数() × 100</p>	<p>■品質の管理に関して、監督職員が文書で改善指示を行った。</p> <p>■工事請負契約款第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。</p>

別表第2-1③ (工事監督員)

考査項目	細別	a 品質が優れている	b 品質が良好である	c 品質が適切である	d 品質がやや不適切である	e 品質が不適切である
3. 出来形及び出来 ばえ	II. 品質 上記各項目に よる評定を行 わない場合 (評定を行 うのが適当で ないと考えら れる場合)	<p>●上記の建築工事・電気設備工事・受変電設備工事・暖冷房衛生設備工事・機械設備工事の評価対象項目による評定が適当ではない と考えられる場合（解体のみの工事等）、項目による評定をおこなわず、評定結果をcとする</p> <p>■ 1 評価対象項目による評定が適当ではないと考えられる場合</p>			<p>■品質の管理に関して、監督職員が文書で改善指示を行った。</p>	<p>■工事請負契約款第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。</p>

考査項目別運用表(土木工事)

考査項目	細別	工夫事項	
5. 創意工夫	I. 創意工夫	<p>【施工】</p> <p>1 施工に伴う器具、工具、装置等に関する工夫又は設備据付後の試運転調整に関する工夫。 2 コンクリート二次製品などの代替材の利用に関する工夫。 3 土工、地盤改良、橋梁架設、舗装、コンクリート打設等の施工に関する工夫。 4 部材並びに機材等の運搬及び吊り方式などの施工方法に関する工夫。 5 設備工事における加工や組立等又は電気工事における配線や配管等に関する工夫。 6 給排水工事や衛生設備工事等における配管又はポンプ類の凍結防止、配管のつなぎ等に関する工夫。 7 照明などの視界の確保に関する工夫。 8 仮排水、仮道路、迂回路等の計画的な施工に関する工夫。 9 運搬車両、施工機械等に関する工夫。 10 支保工、型枠工、足場工、仮桟橋、覆工板、山留め等の仮設工に関する工夫。 11 盛土の締固度、杭の施工高さ等の管理に関する工夫。 12 施工計画書の作成、写真の管理等に関する工夫。 13 出来形又は品質の計測、集計、管理図等に関する工夫。 14 施工管理ソフト、土量管理システム等の活用に関する工夫。 15 ICT(情報管理)を活用した情報化施工を取り入れた工事。</p> <p>※No15項目は2点の加点とする。</p> <p>16 特殊な工法や材料を用いた工事。 17 優れた技術力又は能力として評価する技術を用いた工事。</p> <p>【新技術活用】</p> <p>18 NETIS登録技術のうち事後評価済み技術で、公開されている活用効果評価結果における活用効果調査結果の総合評価点の平均がAまたはBの技術を活用して施工した。 19 NETIS登録技術のうち「有用とされる技術」を活用して施工した。</p> <p>※No19項目は2点の加点とする。</p> <p>※新技術の活用に関する上記2項目での加点は、最大2点とする。</p> <p>※ここで「有用とされる技術」とは、推奨技術、準推奨技術、評価促進技術、活用促進技術、活用促進技術(IJ)、設計比較対象技術、少数実績優良技術をいう。</p> <p>【品質】</p> <p>20 土工、設備、電気の品質向上に関する工夫。 21 コンクリートの材料、打設、養生に関する工夫。 22 鉄筋、PCケーブル、コンクリート二次製品等の使用材料に関する工夫。 23 配筋、溶接作業等に関する工夫。</p> <p>【安全衛生】</p> <p>24 建設業労働災害防止協会が定める指針に基づく安全衛生教育を実施している。</p> <p>※No24項目は2点の加点とする。</p> <p>25 安全を確保するための仮設備等に関する工夫。(落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等) 26 安全教育、技術向上講習会、安全パトロール等に関する工夫。 27 現場事務所、労務者宿舎等の空間及び設備等に関する工夫。 28 有毒ガス並びに可燃ガスの処理及び粉塵防止並びに作業中の換気等に関する工夫。 29 一般車両突入時の被害軽減方策又は一般交通の安全確保に関する工夫。 30 厳しい作業環境の改善に関する工夫。 31 環境保全に関する工夫。</p>	<p>【その他】 ※本項目は1点の加点とする。2点とする場合は同じ項目を2つ作成し評定すること 32 その他 ※下の黄色の枠内に記入し評定を行う</p> <p>33 その他 ※下の黄色の枠内に記入し評定を行う</p> <p>34 その他 ※下の黄色の枠内に記入し評定を行う</p> <p>35 その他 ※下の黄色の枠内に記入し評定を行う</p> <p>36 その他 ※下の黄色の枠内に記入し評定を行う</p>
記述評価	※(必須) 右の黄色欄に評価内容を記入のこと。 評点 <input type="text"/> 点	【創意工夫の詳細評価】 工夫の内容及び具体的な内容を記載 ※下の黄色の枠内に記入	

※1. 特に評価すべき创意工夫事例を加点評価する。なお、該当があれば緑色表記の項目を追加する。

※2. 評価は各項目において1つ1点が付されれば1、2点で評価し、最大7点の加点評価とする。

※3. 該当する数と重みを勘案して評定する。1項目1点を目安とするが、内容によってはそれ以上の点数を与えてもよい。

※4. 上記の考査項目の他に評価に値する企業の工夫があれば、その他に具体的な内容を記載して加点する。なお、総括監督員が評価する「工事特性」との二重評価は行わない。

※5. 創意工夫で評価するものは、全てその導入方法や期待される効果等を施工計画書に記載したうえで実施し、目論見どおりの効果が確認できたもののみを評価する。

考査項目別運用表(營繕工事)

考査項目	細別	工夫事項
5. 創意工夫	【準備・片付け関係】	<p><input type="checkbox"/> 1 測量・位置出しにおける工夫。 <input type="checkbox"/> 2 現地調査方法の工夫。</p> <p>(必須) 具体的な評価内容 ※該当番号に「1」を入力すると同時に、下欄の黄色枠内に内容（5文字以上）を記入しないと評点は自動計算されない。</p>
	【施工関係】	<p><input type="checkbox"/> 4 施工に伴う器具、工具、装置類の工夫。 <input type="checkbox"/> 5 工場加工製品等の活用による副産物及び廃棄物の減少またはリサイクルに対する積極的な取り組み。 <input type="checkbox"/> 6 土工事、地業工事、鉄筋建て方、コンクリート工事等の施工関係の工夫。 <input type="checkbox"/> 7 建築材料・機材等の運搬・搬入等を含む施工方法の工夫。 <input type="checkbox"/> 8 電気設備工事等の配線や配管等の工夫。 <input type="checkbox"/> 9 暖冷房衛生設備工事等の配管、ダクト等の工夫。 <input type="checkbox"/> 10 照明・視界確保等の工夫。 <input type="checkbox"/> 11 仮排水、仮道路、迂回路等の計画・施工の工夫。 <input type="checkbox"/> 12 運搬車両、施工機械等の工夫。</p> <p><input type="checkbox"/> 13 型枠、足場、山留め等の仮設関係の工夫。 <input type="checkbox"/> 14 施工管理及び品質向上等の工夫。 <input type="checkbox"/> 15 プレハブ工法等の採用による工期短縮等の工夫。 <input type="checkbox"/> 16 仮設施工等の工夫。 <input type="checkbox"/> 17 既設施設・近隣等に対する騒音・振動対策等の工夫。 <input type="checkbox"/> 18 保全への配慮による材料選定・施工方法等の工夫。 <input type="checkbox"/> 19 作業の安全性向上のための施工方法等の工夫。 <input type="checkbox"/> 20 その他 ※下の黄色の枠内に記入し評定を行う</p> <p>(必須) 具体的な評価内容 ※該当番号に「1」を入力すると同時に、下欄の黄色枠内に内容（5文字以上）を記入しないと評点は自動計算されない。</p>
	【品質関係】	<p><input type="checkbox"/> 21 集計ソフト等の活用と工夫。 <input type="checkbox"/> 22 車体工事の品質管理の工夫。 <input type="checkbox"/> 23 建築材料・機材の検査・試験に関する工夫。 <input type="checkbox"/> 24 施工の検査・試験に関する工夫。</p> <p><input type="checkbox"/> 25 品質記録方法の工夫。 <input type="checkbox"/> 26 その他 ※下の黄色の枠内に記入し評定を行う</p> <p>(必須) 具体的な評価内容 ※該当番号に「1」を入力すると同時に、下欄の黄色枠内に内容（5文字以上）を記入しないと評点は自動計算されない。</p>
	【安全衛生関係】	<p><input type="checkbox"/> 27 安全仮設備等の工夫。（落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等） <input type="checkbox"/> 28 安全衛生教育、技術向上講習会等、ミーティング、安全パトロール等に関する工夫。 <input type="checkbox"/> 29 現場事務所、休憩所等の環境向上の工夫。 <input type="checkbox"/> 30 酸欠対策・有毒ガス・可燃ガスの処理または粉塵防止策や作業中の換気等の工夫。 <input type="checkbox"/> 31 周辺道路等の事故防止または一般交通確保等のための工夫。 <input type="checkbox"/> 32 改修工事における既存施設利用者等に対する安全対策の工夫。</p> <p><input type="checkbox"/> 33 作業時における作業環境改善等の工夫。 <input type="checkbox"/> 34 ゴミの減量化、アイドリングストップの励行等の地球環境への工夫。 <input type="checkbox"/> 35 その他 ※下の黄色の枠内に記入し評定を行う</p> <p>(必須) 具体的な評価内容 ※該当番号に「1」を入力すると同時に、下欄の黄色枠内に内容（5文字以上）を記入しないと評点は自動計算されない。</p>

別表第2-1④ (工事監督員)

考査項目別運用表

考査項目	細別	工夫事項
【施工管理関係】	<p>36 出来形の管理等に関する工夫。 37 施工計画書または写真記録等に関する工夫。 38 出来形・品質に関する計測等の工夫及び集計の工夫。 39 CAD、施工管理ソフト等の活用。</p> <p>(必須) 具体的な評価内容 ※該当番号に「1」を入力すると同時に、下欄の黄色枠内に内容（5文字以上）を記入しないと評点は自動計算されない。</p>	<p>40 施工合理化技術（※6）を活用した施工管理の工夫。 41 その他 ※下の黄色の枠内に記入し評定を行う</p>
【その他】	<p>42 NETIS登録技術のうち事後評価済み技術で、公開されている活用効果評価結果における活用効果調査結果の総合評価点の平均がAまたはBの技術を活用して施工した。 43 NETIS登録技術のうち「有用とされる技術」を活用して施工した。 ※No.43項目は2点の加点とする。 ※ここで「有用とされる技術」とは推奨技術、準推奨技術、評価促進技術、活用促進技術、活用促進技術（旧）、設計比較対象技術、少数実績優良技術をいう。 ※新技術の活用に関する上記2項目での加点は、最大2点とする。</p> <p>44 その他 ※下の黄色の枠内に記入し評定を行う</p> <p>45 その他 ※下の黄色の枠内に記入し評定を行う</p> <p>(必須) 具体的な評価内容 ※該当番号に「1」を入力すると同時に、下欄の黄色枠内に内容（5文字以上）を記入しないと評点は自動計算されない。</p>	
記述評価 【Vマークを付した キーワード項目について、 評価内容を詳細記述】	評点 点	【創意工夫の内容記入】※下記の黄色欄に、上欄で評価した番号と具体的な内容記載（5文字以上入力）がない場合、評点は表示されない。

- ※1. 特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。
- ※2. 該当する数と重みを勘案して評価する。1項目1点を目安とするが、項目により2点で評価し、最大7点の加点評価とする。
- ※3. 上記の考査項目の他に評価に値する企業の工夫があれば、その他に具体的な内容を記載して加点する。なお、総括監督員が評価する「工事特性」との二重評価は行わない。
- ※4. 入札時の総合評価の提案に係る項目は評価しない。
- ※5. 評価した評価対象項目について、評価内容及び効果のあった項目を詳細評価内容欄に記載すること。
- ※6. 施工合理化技術（プレハブ化、ユニット化、自動化施工（ICT施工、ロボット活用等）、BIM、ASP等を活用したもので施工の合理化に資するものに限る。）を採用した場合。
- ※7. 考査項目「創意工夫」の「準備後片付け関係」から「安全衛生関係」までの4つの細別ごとに、施工合理化技術を活用して効果があった場合に、
その他の理由に具体的な内容を記載して加点する。さらに、当該技術がNETIS登録技術である場合は【その他】新技術の項目に追加で加点できるものとする。
- ※8. 創意工夫で評価するものは、全てその導入方法や期待される効果等を施工計画書に記載したうえで実施し、目論見どおりの効果が確認できたもののみを評価する。

別表第2—1⑤ (工事監督員)

「施工プロセス」のチェックリスト（土木工事）

起工番号

工事名

工 期 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

課名

工事監督員

①「施工プロセス」チェックリストは、共通仕様書、契約約款等に基づき、施工に必要なプロセスが適切に施工されているかを監督職員等が確認する。

②チェック欄では、書類もしくは現場等で確認した月日、及びその内容がOKであれば口にレマークを記入し、OKでなければ、備考欄に改善通知、改善指示及びその是正状況等を記入する。

③用語の定義については、契約後：当初契約後、変更後：変更契約後とする

(1/4)

別表第2-1⑤ (工事監督員)

「施工プロセス」のチェックリスト（土木工事）

(2/4)

別表第2-1⑤ (工事監督員)

「施工プロセス」のチェックリスト（土木工事）

(3/4)

別表第2-1⑤ (工事監督員)

「施工プロセス」のチェックリスト（土木工事）

(4/4)

別表第2-1⑤ (工事監督員)

「施工プロセス」のチェックリスト（営繕工事）

起工番号

工事名

工 期 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

課名

工事監督員

①「施工プロセス」チェックリスト（案）は、共通仕様書、契約約款等に基づき、施工に必要なプロセスが適切に施工されているかを監督職員等が確認する

②チェック欄では、書類もしくは現場等で確認した月日、及びその内容がOKであれば口にレマークを記入し、OKでなければ、備考欄に改善通知、改善指示及びその是正状況等を記入する

③用語の定義については、契約後：当初契約後、変更後：変更契約後とする

(1 / 3)

別表第2-1⑤ (工事監督員)

「施工プロセス」のチェックリスト（営繕工事）

(2/3)

別表第2-1⑤ (工事監督員)

「施工プロセス」のチェックリスト（営繕工事）

(3 / 3)

別表第2-2① (総括監督員)

考査項目別運用表(土木工事)

考査項目	細別	a	b	c	d	e
2 施工状況	II. 工程管理	優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている
		●評価対象項目 1 隣接する他の工事などとの工程調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。 2 地元及び関係機関との調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。 3 工程管理を適切に行なったことにより、休日や夜間工事の回避等を行い、地域住民に公共工事に対する好印象を与えた。 4 工程管理に係る積極的な取り組みが見られた。 5 災害復旧工事など特に工期的な制約がある場合において、余裕をもって工事を完成させた。 6 工事施工箇所が広範囲に点在している場合において、工程管理を的確に行い、余裕をもって工事を完成させた。 7 その他 ※下の黄色の枠内に記入し評定を行う				
		●判断基準 上記該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。				
	III. 安全対策	a	b	c	d	e
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている
		●評価対象項目 1 建設労働災害及び公衆災害の防止に向けた取り組みが顕著であった。 2 安全衛生を確保するための管理体制を整備し、組織的に取り組んだ。 3 安全衛生を確保するため、他の模範となるような活動に積極的に取り組んだ。 4 安全対策に関する技術開発や創意工夫に取り組んだ。 5 安全協議会での活動に積極的に取り組んだ。 6 安全対策に係る取り組みが地域から評価された。 7 その他 ※下の黄色の枠内に記入し評定を行う				
		●判断基準 上記該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。				

別表第2-2① (総括監督員)

考査項目別運用表(營繕工事)

考査項目	細別	a	b	c	d	e
2 施工状況	II. 工程管理	工程管理が優れている	工程管理が良好である	工程管理が適切である	工程管理がやや不適切である	工程管理が不適切である
		●評価対象項目 1 現場又は施工条件の変更等による工期的な制約がある中で、余裕をもって工事を完成させた。 2 隣接又は同一現場の他工事との積極的な工程調整を行い、トラブルを回避した。 3 近隣住民（入居官署等を含む）調整を積極的に行い、トラブルも少なく工期内に工事を完成させた。 4 配置技術者（現場代理人／監理技術者／主任技術者）の積極的な工程管理の姿勢が見られた。 5 その他 ※下の黄色の枠内に記入し評定を行う				
		●判断基準 上記該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。				
		詳細評価内容 ※下の黄色の枠内に記入する				
	III. 安全対策	a	b	c	d	e
		安全対策が優れている	安全対策がやや優れている	安全対策が適切である	安全対策がやや不適切である	安全対策が不適切である
		●評価対象項目 1 建設労働災害、公衆災害の防止への努力が顕著である。 2 安全衛生管理体制を確立し、組織的に取り組んでいる。 3 安全衛生管理活動が、適切に実施されている。 4 安全管理に関する技術開発や創意工夫に取り組んでいる。 5 安全協議会活動に積極的に取り組んでいる。 6 その他 ※下の黄色の枠内に記入し評定を行う				
		●判断基準 上記該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。				
		詳細評価内容 ※下の黄色の枠内に記入する				
6 社会性等	I. 地域への貢献等	a	ab	b	bc	c
		地域への貢献が優れている	地域への貢献がやや優れている	地域への貢献が良好である	地域への貢献がやや良好である	他の評価に該当しない
		●評価対象項目 1 災害時等に地域への救援活動等に協力を行った。 2 周辺地域の環境保全、生物保護等について、具体的な対策をした。 3 現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせる等、周辺地域との調和を図った。 4 広報活動や現場見学会等を実施して、地域とのコミュニケーションを図った。 5 地域イベントへの協力やボランティア活動等への協力や参加をした。 6 その他 ※下の黄色の枠内に記入し評定を行う				
		●判断基準 上記該当項目を総合的に判断して、a、ab、b、bc、c評価を行う。				
		詳細評価内容 ※下の黄色の枠内に記入する				

※総括監督員は、監督員の意見を参考に総括的な評価を行う。

※評価に当たっては評価対象項目の該当数にとらわれず、一項目でも評価する内容が充実している場合は、総合的な視点で判断し評価する。

※地域への貢献等とは、工事の施工に伴って、地域社会や住民に対する配慮等の貢献について評価する。

※評価した評価対象項目について、評価内容及び効果のあった項目を詳細評価内容欄に記載すること。

別表第2-2②（総括監督員）

考査項目別運用表（土木工事）

考査項目	細別	対応事項	【事例】具体的な施工条件等への対応事例
4 工事特性	I 施工条件等への対応 (発注時から分かっていた条件及び、発注後(工事開始後)に発生した条件について評価の対象とする)	<p>I 構造物の特殊性への対応</p> <p>1 対象構造物の高さ、延長、施工(断)面積、施工深度等の規模が特殊な工事 2 対象構造物の形状が複雑であることなどから、施工条件が特に変化する工事 3 その他 ※下の黄色の枠内に記入し評定を行う</p> <p>※上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば4点の加点とする。</p>	<p>(1.について) 切土の土工量：20万m³以上、盛土の土工量：15万m³以上、護岸・築堤の平均高さ：10m以上、トンネル(シールド)の直径：8m以上、ダム用水門の設計水深：25m以上、樋門又は樋管の内空断面積：15m²以上、揚排水機場の吐出管径：2,000mm以上、堰又は水門の最大幅間長：25m以上、堰又は水門の径間数：3径間以上、堰又は水門の扉体面積：50m²/門以上、トンネル(開削工法)の開削深さ：20m以上、トンネル(NATM)の内空平均面積：100m²以上、トンネル(沈理工法)の内空平均面積：300m²以上、海岸堤防・護岸・突堤又は離岸堤の水深：10m以上、地滑り防止工・幅100m以上かつ法長150m以上、浚渫工の浚渫土量：100万m³以上、流路工の計画高水流量：500m³/s以上、砂防ダムの堤高：15m以上、ダムの堤高：150m以上、転流トンネルの流下能力：400m³/s以上、橋梁下部工の高さ：30m以上、橋梁上部工の最大支間長：100m以上</p> <p>(2.について) ・砂防工事などにおいて、現地合わせに基づいて再設計が必要な工事。 ・鉄道に隣接した橋脚の耐震補強工事又は河槽内の流水部における橋脚の撤去工事。 ・供用中の道路トンネルの拡幅工事。</p> <p>(3.について) ・その他、構造物固有の難しさへの対応が特に必要な工事。 ・その他、技術固有の難しさへの対応が必要である工事。 ・地山強度が低い又は土被りが薄いため、FEM解析などによる検討が必要な工事。</p>
	II 都市部等の作業環境、社会条件等への対応	<p>4 地盤の変形、近接構造物、地中埋設物への影響に配慮する工事 5 周辺環境条件により、作業条件、工程等に大きな影響を受ける工事 6 周辺住民等に対する騒音・振動を特に配慮する工事 7 境道上での交通規制に大きく影響する工事 8 緊急時に対応が特に必要な工事 9 施工箇所が広範囲にわたる工事 10 その他 ※下の黄色の枠内に記入し評定を行う</p> <p>※上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば6点の加点とする。</p>	<p>(4.について) ・供用中の鉄道又は道路と交差する橋梁などの工事。 ・市街地等の家屋密集地での、鉄道又は道路をアンダーパスする工事。 ・監視などの結果に基づき、工法の変更を行った工事。</p> <p>(5.について) ・ガス管、水道管、電話線等の支障物件の移設について、施工工程の管理に特に注意を要した工事。 ・地元調整や環境対策などの制約が特に多い工事。 ・そのほか各種制約があり、施工に特に厳しい制限を受けた工事。</p> <p>(6.について) ・市街地での夜間工事。 ・DID地区での工事。</p> <p>(7.について) ・日交通量が概ね1万台以上の道路で片側交互通行の交通規制をした工事。 ・供用している自動車専用道路等の路上工事で、交通規制が必要な工事。 ・工事期間中の大半にわたって、交通開放を行うため規制標識の設置撤去を日々行った工事。</p> <p>(8.について) ・緊急時の作業があり、その作業の全てに対応した工事。</p> <p>(9.について) ・作業現場が広範囲に分布している工事。</p> <p>(10.について) ・施工ヤードの広さや高さに制限があり、機械の使用など施工に制約を受けた工事。 ・その他、周辺環境又は社会条件への対応が特に必要な工事。</p>
	III 敵しい自然・地盤条件への対応	<p>11 特殊な地盤条件への対応が必要な工事 12 雨・雪・風・気温・波浪等の自然条件の影響が大きな工事 13 急峻な地形及び土石流危険渓流内の工事 14 動植物等の自然環境の保全に特に配慮しなければならない工事 15 その他 ※下の黄色の枠内に記入し評定を行う</p> <p>※上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば4点の加点とする。</p>	<p>(11.について) ・河川内の橋脚工事において地下水位が高く、ウェルポイント工法などによる排水や大規模な山留めなどが必要な工事。 ・支持地盤の形状が複雑なため、深基礎基盤毎に地質調査を実施するなど支持地盤を確認しながら再設計した工事。 ・施工不可能日が多いことから、施工機械の稼働率や台数などを的確に把握する必要が生じた工事。</p> <p>(12.について) ・海岸又は河川区域内のため、設計書で計上する以上に波浪等の影響で不稼働日が多く、主に作業船や台船を使用する工事。 ・潜水夫を多用した工事又は波浪や水位変動が大きいため作業構台等を設置した工事。</p> <p>(13.について) ・急峻な地形のため、作業構台や作業床の設置が制限される工事。もしくは、命綱を使用する必要があった工事（法面工は除く）。 ・斜面上又は急峻な地形直下での工事のため、工事に伴う地滑り防止対策等の安全対策を必要とした工事。</p> <p>(14.について) ・土石流危険渓流に指定された区域内における工事</p> <p>(15.について) ・イヌワシ等の猛禽類などの貴重な動植物への配慮のため、工程や施工方法に制約を受けた工事</p>
	IV 長期工事における安全確保への対応	<p>16 12ヶ月を超える工期で、事故がなく完成した工事(全面一時中止期間は除く) ※但し、文書注意に至らない事故は除く。 17 その他 ※下の黄色の枠内に記入し評定を行う</p> <p>※上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば6点の加点とする。</p>	<p>※1. 工事特性は、最大20点の加点評価とする。 ※2. 総括監督員が評価する「5. 創意工夫」との二重評価は行わない。 ※3. 評価にあたっては、監督員の意見も参考に評価する。</p>
評価		評点	点

別表第2-2②(総括監督員)

考査項目別運用表(営繕工事)

考査項目	細別	評価対象項目
4 工事特性 (施工条件等への対応)	建築規模への対応	<p>1 延べ面積10000m²以上の建物 2 地上9階以上又は建物高さ31m以上の建物 3 大空間のホール等を有する建物 4 その他 ※下の黄色の枠内に記入し評定を行う</p> <p>※上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば2点の加点とする。</p> <p>詳細評価内容 ※下の黄色の枠内に記入する</p>
	建物固有の機能の難しさへの対応	<p>5 対象建物の耐震レベル 6 建物機能の特殊性 7 その他 ※下の黄色の枠内に記入し評定を行う</p> <p>※上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば2点の加点とする。</p> <p>評価技術事例</p> <ul style="list-style-type: none"> 建築工事で官庁施設の総合耐震・対津波計画基準においてI類及びA類に属する工事 電気又は暖冷房衛生設備工事で官庁施設の総合耐震・対津波計画基準において甲類に属する工事 研究施設、美術館等、特殊機能・設備の有る建物 <p>詳細評価内容 ※下の黄色の枠内に記入する</p>
	建物固有の施工技術の難しさへの対応	<p>8 建築材料、設備機材、工法について、提案がある場合【総合評価における技術提案は除く】 9 設計条件として、工法、材料及び設備システム（機材を含む）の特殊性 10 制約条件等があり、施工難度が特に高い場合 11 その他 ※下の黄色の枠内に記入し評定を行う</p> <p>※上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば2点の加点とする。</p> <p>評価技術事例</p> <ul style="list-style-type: none"> ハイロット工事、又は特異な試験フィールド工事での特許工法等の技術的に検討が必要な工事 特殊な工法及び材料等を採用した工事 特殊な設備システムを採用した工事 免震装置を設ける工事 大規模な山留め工法が必要な工事 敷地内又は周辺部の工作物、配管・配線等の大規模な移設、切り回しを行う工事 仮設備等を設け、システムを停止することなく配管・配線等の大規模な盛替え等を必要とする改修工事 <p>詳細評価内容 ※下の黄色の枠内に記入する</p>
	厳しい自然・地盤条件への対応	<p>12 湧水の発生、地下水の影響（地盤掘削時） 13 軟弱地盤、支持地盤の影響 14 雨・雪・風・気温等の影響 15 その他 ※下の黄色の枠内に記入し評定を行う</p> <p>※上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば2点の加点とする。</p> <p>評価技術事例</p> <ul style="list-style-type: none"> 地下水位が高く、ウエルポイント等の排水設備が必要な工事 液状化対策工法や地盤改良を伴う工事 冬期施工のため、大規模な雪害冬困りをする必要があり、冬期の養生温度の管理や施工スペースの制限を受けた工事 <p>詳細評価内容 ※下の黄色の枠内に記入する</p>

別表第2-2②（総括監督員）

考査項目別運用表（営繕工事）

考査項目	細別	評価対象項目
4 工事特性 (施工条件等への対応)	厳しい周辺環境、社会条件との対応	<p>16 地中埋設物等の作業障害 17 工事の影響に配慮すべき建物等の近接物 18 周辺住民等に対する騒音・振動の配慮 19 周辺水域環境に対する水質汚濁の配慮 20 その他 ※下の黄色の枠内に記入し評定を行う</p> <p>※上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば2点の加点とする。</p> <p>評価技術事例</p> <ul style="list-style-type: none"> 工事に支障をきたす地中埋設物、酸欠、有毒・可燃性ガス等の対策が必要な工事 工事場所周辺に近接工事があり、困難な調整を要する工事 場内に汚水処理装置（水替え）を必要とする工事 住宅専用地域等で、騒音などの時間規制が条例で定められている工事 有線電気通信法による届出が必要なテレビ電波障害対策工事で、困難な調整を行った工事 <p>詳細評価内容 ※下の黄色の枠内に記入する</p>
	施工現場での対応	<p>【長期工事における安全確保への対応】 21 12ヶ月を超える工期で事故が無く完成した工事（ただし全面一時中止期間は除く） 【災害等での臨機の措置】 22 地震、台風などにおいて、適切に臨機の対応を行った工事 【施工状況(条件)に対応した施工・工法等】 23 工事の実施にあたり各種の制約があり、工程的にも特に厳しく、施工の制限を受けた工事 24 工程上他工事の制限を受け、機械、人員の増強を行った工事 25 休日・夜間作業が工程の半分を超える工事 26 施設を使用しながらの工事で、工程的な制約が特に厳しい工事 27 特に困難な調整を要する他工事（近接工区）の受注者が複数ある工事 28 外来者の多い施設で、作業範囲内に外来者・通行人等の動線がある工事 29 特殊な室などで、工種が転換し困難な調整を要する工事 30 施工ヤードが狭く、高さ制限もあり、施工及び機械の移動や旋回等に制約を受けた工事 31 同一敷地内における施設を使用しながらの建て替え工事で、工程の制約等が特に厳しい工事 32 その他 ※下の黄色の枠内に記入し評定を行う</p> <p>※上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば4点の加点とする。</p> <p>詳細評価内容 ※下の黄色の枠内に記入する</p>
	評価	評点 点

※工事特性は、最大20点の加点評価とする。なお、1項目に複数の内容がある場合又は、対象範囲が広い場合は、それ以上の点数を与えてもよい。

※監督員が評価する「創意工夫」との二重評価は行わない。

※評価にあたっては、監督員の意見も参考に評価する。

※評価した評価対象項目について、評価内容及び効果のあった項目を詳細評価内容欄に記載すること。

考査項目別運用表(土木工事)

考査項目	細別	a	a b	b	b c	c
6. 社会性等	I. 地域への貢献等	優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない
		<p>●評価対象項目</p> <p>1 周辺環境への配慮に積極的に取り組んだ。 2 現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせるなど、積極的に周辺地域との調和を図った。 3 定期的に広報紙の配布や現場見学会等を実施して、積極的に地域とのコミュニケーションを図った。 4 道路清掃などを積極的に実施し、地域に貢献した。 5 地域が主催するイベントへ積極的に参加し、地域とのコミュニケーションを図った。 6 災害時などにおいて、地域への支援又は行政などによる救援活動への積極的な協力を行った。 7 その他 ※下の黄色い枠内に記入し評定を行う</p>				

●判断基準 上記該当項目を総合的に判断して、a、a b、b、b c、c評価を行う。

考査項目別運用表（土木工事）

法令遵守等の該当項目一覧表

考査項目				
7. 法令遵守等	措置内容			
	措置点数			
	1. 指名停止3ヶ月以上	— 20 点		
	2. 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満	— 15 点		
	3. 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満	— 13 点		
	4. 文書注意相当	— 8 点		
	5. 口頭注意相当	— 5 点		
	6. 工事関係者事故又は公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行われなかった場合	— 3 点		
	7. その他 ※下の紫色の枠内に記入し評定を行う	— [] 点		
1	8.項目該当なし			
<p>① 本考査項目「7.法令遵守等」における評定は、本件工事の施工にあたり、工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった場合に適用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「施工」とは、請負契約書の記載内容（工事名、工期、施工場所等）を履行することに限定する。 ・「工事関係者」とは、本件工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、品質証明員、受注者の現場従事者及び本件工事にあたって下請契約し、それを履行するために従事する者に限定する。 <p>② 「7. その他」の項目は、総合評価落札方式における技術提案が、受注者の責により履行されなかった場合に、その不履行と判断した項目の加算点相当分の4倍又は15点のどちらか大きい方の点数を減する措置を行う。また、配置技術者においても当初評価を受けたものと同等の資格や経験を満たす者を配置できなくなった場合は5点を減する措置を行う。なお減点などの処置については、別途技術評価委員会への照会及び意見等により決定すること。（別途、入札説明書に明記している場合はその措置を行う）</p>				
<p>【上記で評価する場合の適応事例】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 入札前に提出した調査資料などにおいて、虚偽の事実が判明した。 2 承諾なしに権利又は義務を第三者に譲渡又は承継した。 3 使用人に関する労働条件に問題があり送検された。 4 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等の関係法令に違反する事実が判明した。 5 当該工事関係者が贈収賄などにより逮捕又は公訴された。 6 一括下請や技術者の専任違反等の建設業法に違反する事実が判明した。 7 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検された。 8 労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。 9 監督又は検査の実施を、不当な圧力をかけるなどにより妨げた。 10 下請代金を期日以内に支払っていない、不正に下請代金の額を減じているなど下請代金支払遅延等防止法第4条に規定する親事業者の遵守事項に違反する行為がある。 11 過積載等の道路交通法違反により、逮捕又は送検された。 12 受注企業の社員に「指定暴力団」又は「指定暴力団の傘下組織（団体）」に所属する構成員、準構成員、企業幹部等の暴力団関係者がいることが判明した。 13 下請に暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第9条に記されている砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。 14 安全管理が不適切であったことから死傷者を生じさせた工事関係者事故又は重大な損害を与えた公衆損害事故を起こした。 なお人身事故の場合を除き、公衆損害に係るガス管や電気・水道・電話の事故等により、本市（契約課等の関係課）が文書又は口頭による厳重注意を行う場合がある。この場合は、その影響の度合が現場周辺の数世帯程度かつ不慮の事故によるもので、重大な事故につながる等その影響及び責任の度合が著しく軽微であるときは、上記「6」と同等として、-3点の措置点数を行うことができる。 15 受注者が社会保険等未加入建設業者と下請契約を締結した。（発注者が特別な事情を有しないと認めた場合、又は特別の事情を有すると認めた場合で、発注者が定める一定の期間内に、当該社会保険等未加入建設業者が社会保険等に届け出の義務を履行した事実を確認できる書類が提出されなかった場合。） 16 その他：理由 				

考査項目別運用表（當緒工事）

法令遵守等の該当項目一覧表

考査項目		
7. 法令遵守等	措置内容	措置点数
	1. 指名停止3ヶ月以上	— 20 点
	2. 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満	— 15 点
	3. 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満	— 13 点
	4. 文書注意相当	— 8 点
	5. 口頭注意相当	— 5 点
	6. 工事関係者事故又は公衆災害が発生したが、ヒューマンエラー等軽微であり、口頭注意以上の処分がなかった場合（措置なしとした案件。なお、もらい事故や交通事故は該当しない。）	— 3 点
	7. その他 総合評価落札方式において、受注者の責により提案を満足する施工が行われない場合等 ※下の紫色の枠内に項目を記入し評定を行う	— [] 点
	8. 項目該当なし	
<p>① 本考査項目「7.法令遵守等」における評定は、本件工事の施工にあたり、工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった場合に適用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「施工」とは、請負契約書の記載内容（工事名、工期、施工場所等）を履行することに限定する。 ・「工事関係者」とは、本件工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、品質証明員、受注者の現場従事者及び本件工事にあたって下請契約し、それを履行をするために従事する者に限定する。 <p>② 「7. その他」の項目は、総合評価落札方式における技術提案が、受注者の責により履行されなかった場合に、その不履行と判断した項目の加算点相当分の4倍又は－15点のどちらか大きい方の点数を減ずる措置を行う。また、配置技術者においても当初評価を受けたものと同等の資格や経験を満たす者を配置できなくなった場合は5点を減ずる措置を行う。なお、減点などの処置については、別途技術評価委員会への照会及び意見等により決定すること。（別途、入札説明書に明記している場合はその措置を行う）</p> <p>【上記で評価する場合の適応事例】</p> <p>1 入札前に提出した調査資料等が虚偽であった事実が判明した。 2 承諾なしに権利義務等第三者譲渡又は承継を行った。 3 労働者の寄宿舎環境等について労働基準法上違反があり、送検等された。 4 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。 5 当該工事関係者が贈収賄等により逮捕または公訴された。 6 建設業法に違反する事実が判明した。（例）一括下請負、技術者の専任違反等 7 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検等された。 8 使用人等の就労に関する労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。 9 監督または検査の実施にあたり、職務の執行を妨げた。あるいは不当な政治力等の圧力をかけ、妨害した。 10 下請代金遅延防止法第4条に規定する下請代金の支払いを期日以内に行っていない。あるいは不当に下請代金の額を減じている。あるいはそれに類する行為がある。 11 過積載等の道路交通法違反により、逮捕または送検等された。 12 受注企業の社員に「指定暴力団」あるいは「指定暴力団の傘下組織（団体）」に所属する構成員、準構成員、企業会員等、暴力団関係者がいることが判明した。 13 下請けに暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは暴力団対策法第9条に記されている、砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、作業員やガードマンの受け入れ、作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。 14 安全管理の措置が不適切であったために、死傷者を生じさせた工事関係者事故、または重大な損害を与えた公衆災害を起こした。なお人身事故の場合を除き、公衆損害に係るガス管や電気・水道・電話の事故等により、本市（契約課等の関係課）が文書又は口頭による厳重注意を行う場合がある。この場合は、その影響の度合が現場周辺の数世帯程度かつ不慮の事故によるもので、重大な事故につながる等その影響及び責任の度合が著しく軽微であるときは、上記「6」と同等として、－3点の措置点数を行うことができる。 15 引渡し後に事故等が発生し、受注者の責による重大な瑕疵が判明した。 16 低コスト調査で虚偽の報告があった。 17 受注者の責により工期内に工事を完成出来なかった。 受注者が社会保険等未加入建設業者と下請契約を締結した。（発注者が特別な事情を有しないと認めた場合、又は特別な事情を有すると認めた場合で、発注者が定める一定の期間内に、当該社会保険等未加入建設業者が社会保険等に届け出の義務を履行した事實を確認できる書類が提出されなかった場合。 18 その他 理由：</p>		

別表第2-3① (検査員)

考査項目別運用表(土木工事)

考査項目	細別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	I. 施工管理	優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている

「評価対象項目」

1 契約約款第18条第1項第1号～5号に基づく設計図書の照査を行っていることが確認できる。
 2 施工計画書が工事着手前に提出され、所定の項目が記載されているとともに、設計図書の内容及び現場条件を反映したものとなっていることが確認できる。
 3 工事期間を通じて、施工計画書の記載内容と現場施工方法が一致していることが確認できる。
 4 現場条件又は計画内容に変更が生じた場合は、その都度当該工事着手前に変更計画書を提出していることが確認できる。
 5 工事材料の品質に影響が無いよう工事材料を保管していることが確認できる。
 6 立会確認の手続きを事前に行っていることが確認できる。
 7 建設副産物の再利用等への取り組みを行っていることが確認できる。
 8 施工体制台帳及び施工体系図を法令等に沿った内容で適確に整備していることが確認できる。
 9 下請に対する引き取り（完成）検査を書面で実施していることが確認できる。
 10 品質証明体制が確立され、品質証明員による関係書類、出来形、品質等の確認を工事全般にわたって行っていることが確認できる。
 11 工事の関係書類を不足なく簡潔に整理していることが確認できる。
 12 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。
 13 その他 ※下の黄色い枠内に記入し評定を行う

●判断基準
 評価値が90%以上・・・・・・・a
 評価値が80%以上90%未満・・・・b
 評価値が80%未満・・・・c

①評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
 ②評価値(%) = 評価項目数() / 評価対象項目数() × 100
 ③なお、評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

別表第2-3①(検査員)

考査項目別運用表(営繕工事)

考査項目	細別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	I. 施工管理	施工管理が優れている	施工管理が良好である	施工管理が適切である	施工管理がやや不適切である ■施工管理について、監督職員が文書による改善指示を行った。	施工管理が不適切である ■施工管理について、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。

●評価対象項目

- 1 契約約款第18条に基づく設計図書の照査結果を、適切に処理していることが確認できる。
- 2 施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映した内容となっていることが確認できる。
- 3 施工計画書に、出来形・品質確保のための記載があり、管理のための方法が確認できる。
- 4 施工計画書の記載内容と現場施工方法が、一致していることが確認できる。
- 5 工事記録の整備が、適切に行われていることが確認できる。
- 6 使用する材料、機材の搬入後の管理が適切であることが確認できる。
- 7 一工程の施工の確認の報告が、適切に行われていることが確認できる。
- 8 建設廃棄物の処分及び建設副産物等のリサイクルへの取り組みが、適切に行われていることが確認できる。
- 9 社内検査が計画的に行われ、出来形、品質等の管理を工事全般にわたって十分に行っていることが確認できる。
- 10 独自のチェックリスト等の管理基準により、日常的に管理されていることが確認できる。
- 11 工事の関係書類及び資料の整理がよい。
- 12 その他 ※下の黄色の枠内に記入し評定を行う

●判断基準

該当項目が90%以上・・・・・・・a
 該当項目が80%以上90%未満・・・・b
 該当項目が60%以上80%未満・・・・c
 該当項目が60%未満・・・・d

(1)当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は評定しない。
 (2)評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
 (3)評価値 () % = 評価項目数 () / 評価対象項目数 () × 100

別表第2-3② (検査員)

考査項目別運用表(土木工事)

考査項目	a	ab	b	bc	c	d	e	
3. 出来形及び出来ばえ I. 出来形	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内で、下記の「評価対象項目」の4項目以上が該当する。	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内で、下記の「評価対象項目」の3項目以上が該当する。	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内で、下記の「評価対象項目」の3項目以上が該当する。	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内で、下記の「評価対象項目」の3項目以上が該当する。	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内で、下記の「評価対象項目」の2項目以上が該当する。	出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。	
●評価対象項目	1 出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図及び出来形管理表を工夫していることが確認できる。 2 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。 3 不可視部分の出来形が写真で確認できる。 4 写真管理基準の管理項目を満足している。 5 出来形管理基準が定められていない工種について、監督職員と協議の上で管理していることが確認できる。 6 その他 ※以下の黄色の枠内に記入し評定を行う	<p>①出来形は、工事全般を通じて評定するものとする。 ②出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状及び寸法をいう。 ③出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系である。 ④出来形管理項目を設定していない工事は「c」評価とする。</p>						
機械設備工事 ※上記欄によらず、当該欄で評価	優れている ●評価対象項目 1 据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図などを工夫していることが確認できる。 2 設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内であり、出来形の確認ができる。 3 施工管理基準の撮影記録が撮影基準を満足し、出来形の確認ができる。 4 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理していることが確認できる。 5 不可視部分の出来形が写真で確認できる。 6 塗装管理基準の塗膜厚管理が適切にまとめられており、出来形の確認ができる。 7 溶接管管理基準の出来形管理が適切にまとめられており、出来形の確認ができる。 8 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。 9 設計図書に定められている予備品に不足が無いかが確認できる。 10 分解整備における既設部品等の摩耗、損傷等について、整備前と整備後の老化状況及び回復状況が図表等に記録していることが確認できる。 11 その他 ※以下の黄色の枠内に記入し評定を行う	a bより優れている やや優れている cより優れている 他の評価に該当しない	b やや優れている c 他の評価に該当しない	bc c d e	優れている ●評価対象項目 1 据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図などを工夫していることが確認できる。 2 設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内であり、出来形の確認ができる。 3 施工管理基準の撮影記録が撮影基準を満足し、出来形の確認ができる。 4 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理していることが確認できる。 5 不可視部分の出来形が写真で確認できる。 6 塗装管理基準の塗膜厚管理が適切にまとめられており、出来形の確認ができる。 7 溶接管管理基準の出来形管理が適切にまとめられており、出来形の確認ができる。 8 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。 9 設計図書に定められている予備品に不足が無いかが確認できる。 10 分解整備における既設部品等の摩耗、損傷等について、整備前と整備後の老化状況及び回復状況が図表等に記録していることが確認できる。 11 その他 ※以下の黄色の枠内に記入し評定を行う	やや劣っている ●判断基準 ※ 評価値が90%以上・・・・・・・a ※ 評価値が80%以上90%未満・・・・ab ※ 評価値が70%以上80%未満・・・・b ※ 評価値が60%以上70%未満・・・・bc ※ 評価値が60%未満・・・・c	劣っている ●評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ②評価値(%) = 評価項目数() / 評価対象項目数() × 100 ③なお、評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。	出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

別表第2-3② (検査員)

考査項目別運用表（土木工事）

別表第2-3② (検査員)

考査項目別運用表(土木工事)

考査項目	工種	a	ab	b	bc	c	d	e																								
3 出来形及び出来ばえ	1.コンクリート構造物工事	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。<判断基準参照> 【関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】				ばらつき50%以下 ばらつき80%以下 ばらつき80%を超える		品質関係の測定方法又は測定値が不適切であつたため、監督職員が文書で指示を行い改善された。																								
II. 品質		<p>●評価対象項目</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質（強度・w/c、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる。 2 コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。 3 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。 4 施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ及び綿密め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。 (寒中及び暑中コンクリート等を含む) 5 コンクリートの圧縮強度を管理し、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。 6 コンクリートの打設前に、打継ぎ目処理を適切に行っていることが確認できる。 7 鉄筋の品質が、証明書類で確認できる。 8 コンクリート打設までに、さび、どろ、油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。 9 鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 10 圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。 11 コンクリートの養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 12 スペーサーの品質及び個数が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 13 有害なクラックが無い。 14 その他 ※以下の黄色い枠内に記入し評定を行う 	<p>●判断基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">評価値</th> <th colspan="3">ばらつきで判断可能</th> <th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th> </tr> <tr> <th>50%以下</th> <th>80%以下</th> <th>80%を超える</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>90%以上</td> <td>a</td> <td>a b</td> <td>b</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>75%以上90%未満</td> <td>a b</td> <td>b</td> <td>b c</td> <td>b c</td> </tr> <tr> <td>60%以上75%未満</td> <td>b</td> <td>b c</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> <tr> <td>60%未満</td> <td>b c</td> <td>c</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> </tbody> </table>	評価値	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能	50%以下	80%以下	80%を超える	90%以上	a	a b	b	b	75%以上90%未満	a b	b	b c	b c	60%以上75%未満	b	b c	c	c	60%未満	b c	c	c	c	<p>品質関係の測定方法又は測定値が不適切であつたため、検査職員が修補指示を行った。</p>
評価値	ばらつきで判断可能				ばらつきで判断不可能																											
	50%以下	80%以下	80%を超える																													
90%以上	a	a b	b	b																												
75%以上90%未満	a b	b	b c	b c																												
60%以上75%未満	b	b c	c	c																												
60%未満	b c	c	c	c																												
		<p>①評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ②評価値(%) = 評価項目数() / 評価対象項目数() × 100 ③なお、評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。</p>																														
2. 土工事(切土、盛土、堤防等工事)	2. 土工事(切土、盛土、堤防等工事)	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。<判断基準参照> 【関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】				ばらつき50%以下 ばらつき80%以下 ばらつき80%を超える		品質関係の測定方法又は測定値が不適切であつたため、監督職員が文書で指示を行い改善された。																								
		<p>●評価対象項目</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 雨水による崩壊が起こらないように、排水対策を実施していることが確認できる。 2 段切りを設計図書に基づき行っていることが確認できる。 3 置換えのための掘削を行なうにあたり、掘削面以下を乱さないように施工していることが確認できる。 4 締固めが設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。 5 一層あたりのまき出し厚を管理していることが確認できる。 6 芝付け及び種子吹付を設計図書に定められた条件で行っていることが確認できる。 7 構造物周辺の締固めを設計図書に定められた条件で行っていることが確認できる。 8 土羽上の上質が設計図書を満足していることが確認できる。 9 CBR試験などの品質管理に必要な試験を行なっていることが確認できる。 10 法面に有害な亀裂がない。 11 伐開除根作業が設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。 12 その他 ※以下の黄色い枠内に記入し評定を行う 	<p>●判断基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">評価値</th> <th colspan="3">ばらつきで判断可能</th> <th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th> </tr> <tr> <th>50%以下</th> <th>80%以下</th> <th>80%を超える</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>90%以上</td> <td>a</td> <td>a b</td> <td>b</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>75%以上90%未満</td> <td>a b</td> <td>b</td> <td>b c</td> <td>b c</td> </tr> <tr> <td>60%以上75%未満</td> <td>b</td> <td>b c</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> <tr> <td>60%未満</td> <td>b c</td> <td>c</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> </tbody> </table>	評価値	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能	50%以下	80%以下	80%を超える	90%以上	a	a b	b	b	75%以上90%未満	a b	b	b c	b c	60%以上75%未満	b	b c	c	c	60%未満	b c	c	c	c	<p>品質関係の測定方法又は測定値が不適切であつたため、検査職員が修補指示を行った。</p>
評価値	ばらつきで判断可能				ばらつきで判断不可能																											
	50%以下	80%以下	80%を超える																													
90%以上	a	a b	b	b																												
75%以上90%未満	a b	b	b c	b c																												
60%以上75%未満	b	b c	c	c																												
60%未満	b c	c	c	c																												
		<p>①評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ②評価値(%) = 評価項目数() / 評価対象項目数() × 100 ③なお、評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。</p>																														

別表第2-3② (検査員)

考査項目別運用表(土木工事)

考査項目	工種	a	ab	b	bc	c	d	e																		
3 出来形及び出来ばえ	3. 護岸・根固・水制工事	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。<判断基準参照> 【関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】				ばらつき50%以下 ばらつき80%以下 ばらつき80%を超える	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。																		
II. 品質		<p>●評価対象項目</p> <p>1 施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。 2 裏込め及び詰めコンクリートの締固めを、空隙が生じないよう十分に行っていることが確認できる。 3 緑化ブロック、石積(張)、法枠、かごマット等における材料のかみ合わせ又は連結が、裏込め材の吸出しが無いよう行っていることが確認できる。 4 石積(張)工において、大きさ及び重さが設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 5 護岸工の端部や曲線部の処理が適切であり、必要な強度及び水密性を確保していることが確認できる。 6 遮水シートが所定の幅で重ね合わせられ、端部処理が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 7 植生工で、植生の種類、品質、配合及び養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 8 根固工、水制工、沈床工、捨石工等において、材料の連結及びかみ合わせが設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 9 指定材料の品質が、証明書類で確認できる。 10 基礎工において掘り過ぎが無く施工していることが確認できる。 11 コンクリートブロック等を損傷無く設置していることが確認できる。 12 施工にあたって、床底箇所の湧水及び滲水等は、排除して施工していることが確認できる。 13 埋戻し材料について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 14 有害なクラックが無い。 15 その他 ※下の黄色い枠内に記入し評定を行う</p> <p>●判断基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">評価値</th> <th colspan="3">ばらつきで判断可能</th> </tr> <tr> <th>50%以下</th> <th>80%以下</th> <th>80%を超える</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>90%以上</td> <td>a</td> <td>a b</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>75%以上90%未満</td> <td>a b</td> <td>b</td> <td>b c</td> </tr> <tr> <td>60%以上75%未満</td> <td>b</td> <td>b c</td> <td>c</td> </tr> <tr> <td>60%未満</td> <td>b c</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。</p> <p>①評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ②評価値(%) = 評価項目数() / 評価対象項目数() × 100 ③なお、評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。</p>	評価値	ばらつきで判断可能			50%以下	80%以下	80%を超える	90%以上	a	a b	b	75%以上90%未満	a b	b	b c	60%以上75%未満	b	b c	c	60%未満	b c	c	c	
評価値	ばらつきで判断可能																									
	50%以下	80%以下	80%を超える																							
90%以上	a	a b	b																							
75%以上90%未満	a b	b	b c																							
60%以上75%未満	b	b c	c																							
60%未満	b c	c	c																							
4. 鋼橋工事(R C床版工事はコンクリート構造物に準ずる)		品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。<判断基準参照> 【関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】				ばらつき50%以下 ばらつき80%以下 ばらつき80%を超える	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。																		
		<p>●評価対象項目</p> <p>【工場製作関係】</p> <p>1 鋼材の種別を、品質を証明する書類又は現物により照合していることが確認できる。 2 溶接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。 3 溶接作業にあたり、溶接材料の使用区分が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 4 溶接施工に係る施工計画書を提出していることが確認できる。 5 孔抜けによって生じたまくがれが削り取られているなど、きめ細やかに製作していることが確認できる。 6 欠陥部の発生が見られないことが確認できる。 7 塗装作業にあたり、塗布面を十分に乾燥させて施工していることが確認できる。 8 素地調整を行う場合、第1種ケレン後4時間以内に金属前処理塗装を実施していることが確認できる。 9 塗料の空缶管理について、写真等で確実に空であることが確認できる。 10 塗料の品質が出荷證明書、塗料成績表により、製造年月日、ロット番号、色彩、数量が確認できる。 11 その他 ※下の黄色い枠内に記入し評定を行う</p> <p>●判断基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">評価値</th> <th colspan="3">ばらつきで判断可能</th> </tr> <tr> <th>50%以下</th> <th>80%以下</th> <th>80%を超える</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>90%以上</td> <td>a</td> <td>a b</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>75%以上90%未満</td> <td>a b</td> <td>b</td> <td>b c</td> </tr> <tr> <td>60%以上75%未満</td> <td>b</td> <td>b c</td> <td>c</td> </tr> <tr> <td>60%未満</td> <td>b c</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。</p> <p>①評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ②評価値(%) = 評価項目数() / 評価対象項目数() × 100 ③なお、評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。</p> <p>【架設関係】</p> <p>12 ボルトの締付確認が実施され、記録を保管していることが確認できる。 13 ボルトの締付機及び測定機器のキャリフレーションを実施していることが確認できる。 14 高力ボルトの締め付けを、中心から外側に向かって行っていることが確認できる。 15 高力ボルトの品質が、証明書類で確認できる。 16 支承の据付で、コンクリート面のチッピング及び仕上げ面に水切勾配がついていることが確認できる。 17 架設にあたって、部材の応力と変形等を十分検討していることが確認できる。 18 架設に用いる仮設備及び架設用機材について品質、性能が確保できる規模及び強度を有して確認していることが確認できる。 19 現場塗装部のケレン及び膜厚管理を適切に行ってていることが確認できる。 20 現場塗装において、温度、湿度、風速等の確認を行っていることが確認できる。 21 その他 ※下の黄色い枠内に記入し評定を行う</p>	評価値	ばらつきで判断可能			50%以下	80%以下	80%を超える	90%以上	a	a b	b	75%以上90%未満	a b	b	b c	60%以上75%未満	b	b c	c	60%未満	b c	c	c	
評価値	ばらつきで判断可能																									
	50%以下	80%以下	80%を超える																							
90%以上	a	a b	b																							
75%以上90%未満	a b	b	b c																							
60%以上75%未満	b	b c	c																							
60%未満	b c	c	c																							

別表第2-3② (検査員)

考査項目別運用表(土木工事)

考査項目	工種	a	ab	b	bc	c	d	e
3 出来形及び出来ばえ	5. 砂防構造物工事及び地すべり防止工事(集水井工事を含む)	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。<判断基準参照> 【関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】				ばらつき50%以下 ばらつき80%以下 ばらつき80%を超える	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であつたため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であつたため、検査職員が修補指示を行つた。

●評価対象項目
【共通】

- 1 コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質(強度・w/c、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる。
- 2 コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。
- 3 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。
- 4 運搬時間、打設時の投入高さ、締固時のバイブレーターの機種及び養生方法が、施工条件及び気象条件に適しており、定められた条件を満足していることが確認できる。(塞中及び暑中コンクリート等を含む)
- 5 コンクリートの圧縮強度を管理しており、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っている。
- 6 地山との取り合わせを適切に行っていることが確認できる。
- 7 鉄筋及び鋼材の品質が、証明書類で確認できる。
- 8 有害なクラックがない。
- 9 その他 ※下の黄色の枠内に記入し評定を行う

●評価対象項目
【砂防構造物工事に適用】

- 10 コンクリート打設までさび、どろ、油等の有害物が、鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。
- 11 鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- 12 施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。
- 13 アンカーの施工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- 14 ポルトの綿付確認が実施され、記録を保管していることが確認できる。
- 15 ポルトの綿付機及び測定機器のキャリブレーションを実施していることが確認できる。
- 16 その他 ※下の黄色の枠内に記入し評定を行う

●評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
②評価値(%) = 評価項目数() / 評価対象項目数() × 100
③なお、評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

●判断基準

	ばらつきで判断可能			
	50%以下	80%以下	80%を超える	ばらつきで判断不可能
評価	90%以上	a	a b	b
	75%以上90%未満	a b	b	b c
	60%以上75%未満	b	b c	c
	60%未満	b c	c	c

注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができる場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。

別表第2-3② (検査員)

考査項目別運用表(土木工事)

考査項目	工種	a	ab	b	bc	c	d	e		
3 出来形及び出来ばえ	6. 補装工事	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。<判断基準参照> 【関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】			●評価対象項目 【路床・路盤工関係】 1 設計図書に定められた試験方法でCBR値を測定していることが確認できる。 2 路床及び路盤工のブルーフローリングを行っていることが確認できる。 3 路床及び路盤工の密度管理が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 4 路盤の安定処理は材料が均一になるよう施工していることが確認できる。 5 路盤の施工に先立って、路床面、下層路盤面の浮き石及び有害物を除去してから施工していることが確認できる。 6 路床盛土において、一層の仕上がり厚を20cm以下とし、各層ごとに締固めて施工していることが確認できる。 7 路床盛土において、構造物の隣接箇所や狭い箇所における締固めが、タンバ等の小型締固め機械により施工していることが確認できる。 8 その他 ※以下の黄色の枠内に記入し評定を行う	●評価対象項目 【アスファルト補装工関係】 9 アスファルト混合物の品質が、配合設計及び試験練りの結果又は事前審査制度の証明書類により確認できる。 10 補装工の施工にあたって、上層路盤面の浮き石などの有害物を除去していることが確認できる。 11 ブラント出荷時、現場到着時、舗設時等において、アスファルト混合物の温度管理を記録していることが確認できる。 12 舗設後の交通開放が、定められた条件を満足していることが確認できる。 13 各層の継ぎ目の位置が、設計図書に定められた数値以上であることが確認できる。 14 縦縫目及び横縫目の位置、構造物との接合面の処理等が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 15 アスファルト混合物の運搬及び舗設にあたって、気象条件を配慮していることが確認できる。 16 密度管理が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 17 その他 ※以下の黄色の枠内に記入し評定を行う	●評価対象項目 【コンクリート補装工関係】 18 コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質(強度・w/c、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる。 19 補装面の施工に先立って、上層路盤面の浮き石等の有害物を除去してから施工していることが確認できる。 20 コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。 21 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 22 運搬時間、打設方法及び養生方法が、施工条件及び気象条件に適しており、設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。 23 材料が分離しないようコンクリートを敷均していることが確認できる。 24 チェアー及びタイバーを損傷などが発生しないように保管していることが確認できる。 25 その他 ※以下の黄色の枠内に記入し評定を行う	●評価対象項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ②評価値(%) = 評価対象項目数() / 評価対象項目数() × 100 ③なお、評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。	●判断基準 ●評価対象項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ②評価値(%) = 評価対象項目数() / 評価対象項目数() × 100 ③なお、評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。	●判断基準 ●評価対象項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ②評価値(%) = 評価対象項目数() / 評価対象項目数() × 100 ③なお、評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。
II. 品質										

注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。

別表第2-3② (検査員)

考査項目別運用表(土木工事)

考査項目	工種	a	ab	b	bc	c	d	e
3 出来形及び出来ばえ	7. 法面工事	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。<判断基準参照> 【関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】				ばらつき50%以下 ばらつき80%以下 ばらつき80%を超える	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であつたため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

II. 品質

●評価対象項目
【共通】

- 1 施工平面を平滑に仕上げていることが確認できる。(特に法面工、コンクリート又はモルタル吹付工関係)
- 2 施工に際して、品質に害となる施工面の浮き石やゴミ等を除去してから施工していることが確認できる。
- 3 盛土の施工にあたり、法面の崩壊が起こらないよう締固めを十分行っていることが確認できる。
- 4 雨水による崩壊が起こらないように、排水対策を実施していることが確認できる。
- 5 その他 ※以下の黄色の枠内に記入し評定を行う

【種子吹付工、客土吹付工、植生基材吹付工関係】

- 6 土壌試験の結果を施工に反映していることが確認できる。
- 7 ネットなどの境界に隙間が生じていないことが確認できる。
- 8 ネットなどが破損を生じていないことが確認できる。
- 9 吹付け厚さが均等であることが確認できる。
- 10 使用する材料の種類、品質、配合等が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- 11 施工時期が定められた条件を満足していることが確認できる。
- 12 その他 ※以下の黄色の枠内に記入し評定を行う

①評価項目数を母数として計算した比率(%)を評価する。
 ②評価値(%) = 評価項目数() / 評価対象項目数() × 100
 ③なお、評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

【コンクリート又はモルタル吹付工関係】

- 13 使用する材料の種類、品質及び配合が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- 14 金網の重ね幅が、10cm以上確保されていることが確認できる。
- 15 金網が破損を生じていないことが確認できる。
- 16 吸水性の吹付け面において、事前に吸水させてから施工していることが確認できる。
- 17 吹付け厚さが均等であることが確認できる。
- 18 吹付け厚さに応じて2層以上に分割して施工していることが確認できる。
- 19 圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。
- 20 不良箇所が生じないよう跳ね返り材料の処理を行っていることが確認できる。
- 21 法肩の吹付けにあたり、地山に沿って巻き込んで施工していることが確認できる。
- 22 その他 ※以下の黄色の枠内に記入し評定を行う

●判断基準

	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
	50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a b	b
	75%以上90%未満	a b	b	b c
	60%以上75%未満	b	b c	c
	60%未満	b c	c	c

注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができる場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。

別表第2-3② (検査員)

考査項目別運用表(土木工事)

考査項目	工種	a	ab	b	bc	c	d	e
3 出来形及び出来ばえ	8. 基礎工事及び地盤改良工事	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。<判断基準参考> 【関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】				ばらつき50%以下 ばらつき80%以下 ばらつき80%を超える	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であつたため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であつたため、検査職員が修補指示を行った。
II. 品質		<p>●評価対象項目</p> <p>【杭関係(コンクリート・鋼管・鋼管筒等、場所打、深基礎等)】</p> <p>1 杭に損傷及び補修痕が無いことが確認できる。 2 既製杭の打止め管理の方法及び場所打杭の施工管理の方法が整備されており、その記録を整理していることが確認できる。 3 杭頭処理において、杭本体を損傷していないことが確認できる。 4 水平度、鉛直度等が、設計図書を満足していることが確認できる。 5 溶接の品質管理に関して、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 6 支持地盤に達していることが、掘削深さ、掘削土砂等により確認できる。 7 場所打杭について、トレミー管をコンクリート内に2m以上挿入して施工していることが確認できる。 8 掘削深度、排出土砂、孔内水位の変動及び安定液を用いる場合の孔内の安定液濃度並びに比重等が、設計図書を満足していることが確認できる。 9 配筋、スペーサーの配置及びコンクリート打設等が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 10 ライナーブレートの組み立てにあたり、偏心と歪みに配慮して施工していることが確認できる。 11 裏込め注入の圧力などが施工記録により確認できる。 12 強度確認、セメントミルクの比重管理などの品質に係るる事項の管理資料を整理していることが確認できる。 13 その他 ※下の黄色の枠内に記入し評定を行う</p> <p>●評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ②評価値(%) = 評価項目数() / 評価対象項目数() × 100 ③なお、評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。</p> <p>【地盤改良関係】</p> <p>14 改良材のバッチ管理記録が整理され、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 15 セメントミルクの比重、スラリー噴出量、強度等の管理資料を整理していることが確認できる。 16 事前に土質試験を実施し、改良材の選定、必要添加量の設定等を行っていることが確認できる。 17 施工箇所が均一に改良されているとともに、十分な強度及び支持力を確保していることが確認できる。 18 その他 ※下の黄色の枠内に記入し評定を行う</p>						
9. 海岸工事		<p>品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。<判断基準参考> 【関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】</p> <p>●評価対象項目</p> <p>1 コンクリートの圧縮強度を管理し、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。 2 運搬、打設、継め固めが、気象条件に適しており、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 3 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 4 コンクリートブロックの転置及び仮置にあたって、強度確認を行っている。 5 転倒や崩壊等が無いようコンクリートブロックの仮置を行っていることが確認できる。 6 挣石基礎の均し面を平坦に仕上げていることが確認できる。 7 工事期間中、1日1回は潮位観測を実施して記録していることが確認できる。 8 台風などの異常気象に備えて施工前に避難場所の確保及び退避設備の対策を講じていることが確認できる。 9 その他 ※下の黄色の枠内に記入し評定を行う</p> <p>●評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ②評価値(%) = 評価項目数() / 評価対象項目数() × 100 ③なお、評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。</p>						

別表第2-3② (検査員)

考査項目別運用表(土木工事)

考査項目	工種	a	ab	b	bc	c	d	e
3 出来形及び出来ばえ	10. コンクリート橋上部工事(PC及びRCを対象)	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。<判断基準参照> [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験]				ばらつき50%以下 ばらつき80%以下 ばらつき80%を超える		品質関係の測定方法又は測定値が不適切であつたため、監督職員が文書で指示を行い改善された。
II. 品質		<p>●評価対象項目</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質（強度・w/c、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる。 2 コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。 3 圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。 4 施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ及び綿固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。(寒中及び暑中コンクリート等を含む) 5 コンクリートの圧縮強度を管理して、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。 6 鉄筋の品質が、証明書類で確認できる。 7 鉄筋の引張強度及び曲げ強度の試験値が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 8 コンクリート打設までにさび、どろ、油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。 9 圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。 10 鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 11 コンクリートの養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 12 スペーサーの品質及び個数が、設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。 13 フレービーム桁のフレフレクション管理が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 14 使用する装置及び機器のキャリブレーションを事前に実施していることが確認できる。 15 PC鋼材の緊張及びグラウト注入管理値が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 16 プレストレス時コンクリート圧縮強度が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 17 コンクリート圧縮強度の確認は、構造物と同様な養生条件下おかけた供試体を用いていることが確認できる。 18 有害なクラックがない。 19 その他 ※以下の黄色い枠内に記入し評定を行う 			<p>①評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ②評価値(%) = 評価項目数() / 評価対象項目数() × 100 ③なお、評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。</p>			

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価	90%以上	a	a b	b	b
	75%以上90%未満	a b	b	b c	b c
価値	60%以上75%未満	b	b c	c	c
	60%未満	b c	c	c	c

注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。

考査項目別運用表（土木工事）

別表第2-3② (検査員)

考査項目別運用表(土木工事)

考査項目	工種	a	ab	b	bc	c	d	e
3 出来形及び出来ばえ	13. 植栽工事	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。<判断基準参考> [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験]				ばらつき50%以下 ばらつき80%以下 ばらつき80%を超える	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であつたため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であつたため、検査職員が修補指示を行った。
II. 品質		●評価対象項目	1 活着が促されるよう管理していることが確認できる。 2 樹木などに損傷、はちくずれ等が無いよう保護養生を行っていることが確認できる。 3 樹木等の生育に害のある害虫等がないことが確認できる。 4 施工完了後、余剰枝の剪定、整形その他必要な手入れを行っていることが確認できる。 5 肥料が直接樹木の根に触れないよう均一に施肥していることが確認できる。 6 植生する樹木に応じて、余裕のある植穴を掘り植穴底部を耕していることが確認できる。 7 添木をぐらつきがないよう設置していることが確認できる。 8 樹名板を視認しやすい場所に据付けていることが確認できる。 9 その他 ※下の黄色い枠内に記入し評定を行う					
		①評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ②評価値(%) = 評価対象項目数 / 評価対象項目数 × 100 ③なお、評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。	●判断基準	ばらつきで判断可能 50%以下 80%以下 80%を超える	ばらつきで判断不可能 b b c c c			
		評価値 90%以上 75%以上90%未満 60%以上75%未満 60%未満	90%以上 a a b b b c	80%以下 a b b b c c c	80%を超える b b c c c			
			注 試験結果の点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。					
14. 防護柵(網)・標識・区画線等設置工事		a	ab	b	bc	c	d	e
		品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。<判断基準参考> [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験]				ばらつき50%以下 ばらつき80%以下 ばらつき80%を超える	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であつたため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であつたため、検査職員が修補指示を行った。
		●評価対象項目	1 防護柵設置要綱、視線誘導標設置基準、道路標識ハンドブック等の規定を満足していることが確認できる。 2 防護柵等の床掘りの仕上がり面において、地山の乱れや不陸が生じないように施工していることが確認できる。 3 防護柵等の基礎工の施工にあたって、無筋及び鉄筋コンクリートの規定を満足していることが確認できる。 4 防護柵等の支柱の施工にあたって、既設舗装面へ影響が無いよう施工していることが確認できる。 5 基礎設置箇所について地盤の地耐力を把握して、施工していることが確認できる。 6 防護柵の支柱の根入長が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 7 ガードケーブルを支柱に取付ける場合、設計図書に定められた所定の張力を考えているのが確認できる。 8 ガードケーブルの端末支柱を上中に設置する場合、打設したコンクリートが設計図書に定められた強度以上であることが確認できる。 9 ペイント式(常温式)区画線に使用するシンナーの使用量が、10%以下であることが確認できる。 10 区画線の厚さが見本等で設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 11 区画線施工後昼間及び夜間の視認性が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 12 区画線の施工にあたって設置路面の水分、泥、砂じん及びほこりを取り除いて行っていることが確認できる。 13 区画線を消去の場合、表示材(塗料)のみの除去となっており、路面への影響が最小限となっていることが確認できる。 14 ブライマーの施工にあたって、路面に均等に塗布していることが確認できる。 15 区画線の材料が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 16 その他 ※下の黄色い枠内に記入し評定を行う					
		①評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ②評価値(%) = 評価対象項目数 / 評価対象項目数 × 100 ③なお、評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。	●判断基準	ばらつきで判断可能 50%以下 80%以下 80%を超える	ばらつきで判断不可能 b b c c c			
		評価値 90%以上 75%以上90%未満 60%以上75%未満 60%未満	90%以上 a a b b b c	80%以下 a b b b c c c	80%を超える b b c c c			
			注 試験結果の点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。					

別表第2-3② (検査員)

考査項目別運用表(土木工事)

考査項目	工種	a	ab	b	bc	c	d	e
3 出来形及び出来ばえ	15. 配水管布設工事	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。<判断基準参照> [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験]				ばらつき50%以下 ばらつき80%以下 ばらつき80%を超える		
II. 品質		<p>●評価対象項目</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 使用材料の品質・形状等が適切であり、かつ材料確認を適宜・的確に行っていることが確認できる。 2 掘削及び仮設(水替、矢板等)において、設計図書の仕様を満足し適正に施工していることが確認できる。 3 管設置において、管の通り等が良好であり、明示・管防護や防食対策等において適正であることが確認できる。 4 管接合において、施工管理基準等に沿って行われていることが確認できる。 5 埋戻しにおいて、設計図書の仕様を満足し適正に施工していることが確認できる。 6 舗装の復旧等が適時行われ、路面の沈下や不陸が無く平坦性を確保していることが確認できる。 7 品質に関する各種の試験において、資料が整備され、指定の基準を満足している。 8 品質管理写真は適正な作業手順に基づいて撮影され、指定の撮影項目を満足している。 9 工事中の安全確保が、施工状況等において確認できる。 10 その他 ※下の黄色い枠内に記入し評定を行う 						

①評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
 ②評価値(%) = 評価項目数() / 評価対象項目数() × 100
 ③なお、評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

●判断基準

	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
	50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a b	b
	75%以上90%未満	a b	b	b c
	60%以上75%未満	b	b c	c
	60%未満	b c	c	c

注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。

別表第2-3② (検査員)

考査項目別運用表（土木工事）

査定項目	工種	a	ab	b	bc	c	d	e
3 出来形及び出来ばえ	16. 維持工事(清掃工、除草工、付属物工、除雪、応急処理等)	<p>●評価対象項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 1 使用する材料の品質・形状等が適切であり、かつ現場において材料確認を適宜・的確に行っていることが確認できる。 <input checked="" type="checkbox"/> 2 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。 <input checked="" type="checkbox"/> 3 監督職員の指示事項に対して、現地状況を勘査し、施工方法や構造についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。 <input checked="" type="checkbox"/> 4 緊急的な作業において、迅速かつ適切に対応していることが確認できる。 <input checked="" type="checkbox"/> 5 その他 ※下の黄色の枠内に記入し評定を行う <p>6 その他 ※下の黄色の枠内に記入し評定を行う</p> <p>7 その他 ※下の黄色の枠内に記入し評定を行う</p> <p>8 その他 ※下の黄色の枠内に記入し評定を行う</p>					<p>品質関係の測定方法又は測定値が不適切であつたため、監督職員が文書で指示を行い改善された。</p>	
	II. 品質	<p>●判断基準</p> <p>※ 該当6項目以上・・・a ※ 該当5項目・・・a b ※ 該当4項目・・・b ※ 該当3項目・・・b c ※ 該当2項目以下・・・c</p> <p>注 記載の4項目を必須の評価対象項目とし、この他に適宜項目を追加して評価するものとする。 ただし、評価対象項目は最大8項目とする。</p>		<p>①評価項目に該当する項目のみ評価する。 ②評定は判断基準により評価する。</p>				<p>品質関係の測定方法又は測定値が不適切であつたため、監督職員が文書で指示を行い改善された。</p>
	17. 修繕工事(橋脚補強、耐震補強、落橋防止等)	<p>●評価対象項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 1 使用する材料の品質・形状等が適切であり、かつ現場において材料確認を適宜・的確に行っていることが確認できる。 <input checked="" type="checkbox"/> 2 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。 <input checked="" type="checkbox"/> 3 監督職員の指示事項に対して、現地状況を勘査し、施工方法や構造についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。 <input checked="" type="checkbox"/> 4 施工後のメンテナンスに対する提言や修繕サイクル等を勘査した提案等を行っていることが確認できる。 <input checked="" type="checkbox"/> 5 その他 ※下の黄色の枠内に記入し評定を行う <p>6 その他 ※下の黄色の枠内に記入し評定を行う</p> <p>7 その他 ※下の黄色の枠内に記入し評定を行う</p> <p>8 その他 ※下の黄色の枠内に記入し評定を行う</p>				<p>品質関係の測定方法又は測定値が不適切であつたため、監督職員が文書で指示を行い改善された。</p>		
		<p>●判断基準</p> <p>※ 該当6項目以上・・・a ※ 該当5項目・・・a b ※ 該当4項目・・・b ※ 該当3項目・・・b c ※ 該当2項目以下・・・c</p> <p>注 記載の4項目を必須の評価対象項目とし、この他に適宜項目を追加して評価するものとする。 ただし、評価対象項目は最大8項目とする。</p>		<p>①評価項目に該当する項目のみ評価する。 ②評定は判断基準により評価する。</p>			<p>品質関係の測定方法又は測定値が不適切であつたため、監督職員が文書で指示を行い改善された。</p>	

別表第2-3② (検査員)

考査項目別運用表(土木工事)

考査項目	工種	a	ab	b	bc	c	d	e	
3 出来形及び出来ばえ	18. 下水道工事(開削)	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。<判断基準参照> 〔関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験〕				ばらつき50%以下 ばらつき80%以下 ばらつき80%を超える		品質関係の測定方法又は測定値が不適切であつたため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	
II. 品質		●評価対象項目	1 材料の品質規格が証明書類等で確認できる。または、JSWAS認定標章が材料確認願や工事写真で確認できる。 2 工事写真で材料の保管管理が適切に行われていることが確認できる。 3 工事写真で山留工、支保工を適切に施工していることが確認できる。 4 湧水や滯水等は排除して施工していることが確認できる。 5 管基礎及び埋戻しの施工において、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 6 インパートの形状、勾配、表面仕上げが適切である。 7 その他 ※以下の黄色い枠内に記入し評定を行う			●判断基準	ばらつきで判断可能 50%以下 80%以下 80%を超える	ばらつきで判断不可 能	
			①評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ②評価値(%) = 評価項目数() / 評価対象項目数() × 100 ③なお、評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。			評価値	90%以上 75%以上90%未満 60%以上75%未満 60%未満	a a b b b c	b b c c c
	19. 下水道工事(推進)	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。<判断基準参照> 〔関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験〕				ばらつき50%以下 ばらつき80%以下 ばらつき80%を超える		品質関係の測定方法又は測定値が不適切であつたため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	
		●評価対象項目	1 材料の品質規格が証明書類等で確認できる。または、JSWAS認定標章が材料確認願や工事写真で確認できる。 2 工事写真で材料の保管管理が適切に行われていることが確認できる。 3 地盤改良の注入圧や注入量などが仕様書及び施工計画書に沿って適切に管理されていることが確認できる。 4 推進工における掘進管理や地表面、近接施設などの計測管理が仕様書及び施工計画書に沿って適切に行われていることが確認できる。 5 滑材や裏込注入の配合、注入圧、注入量が仕様書及び施工計画書に沿って適切に管理されていることが確認できる。 6 その他 ※以下の黄色い枠内に記入し評定を行う			●判断基準	ばらつきで判断可能 50%以下 80%以下 80%を超える	ばらつきで判断不可 能	
			①評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ②評価値(%) = 評価項目数() / 評価対象項目数() × 100 ③なお、評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。			評価値	90%以上 75%以上90%未満 60%以上75%未満 60%未満	a a b b b c	b b c c c
						注	試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。		

別表第2-3② (検査員)

考査項目別運用表(土木工事)

考査項目	工種	a	ab	b	bc	c	d	e																											
3 出来形及び出来ばえ	20. 下水道工事(シールド)	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。<判断基準参考> 〔関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験〕				ばらつき50%以下 ばらつき80%以下 ばらつき80%を超える	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であつたため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であつたため、検査職員が修補指示を行った。																											
II. 品質		<p>●評価対象項目</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 材料の品質規格が証明書類等で確認できる。または、JSWAS認定標章が材料確認願や工事写真で確認できる。 2 セグメント組立にあたり、所定のトルクでボルト締めが行われていることが確認できる。 3 セグメント接手面シール等の防水工が適切に施工され漏水がない。 4 セグメント組立後に真円保持装置を使用し、形状確保に努めていることが確認できる。 5 裏込注入の配合、注入圧、注入量が仕様書及び施工計画書に沿って適切に管理されていることが確認できる。 6 土圧、掘進速度、排水量などの掘進管理や地表面、近接施設などの計測管理が仕様書及び施工計画書に沿って適切に行われていることが確認できる。 7 二次覆工コンクリート打設前に状況確認が行われ、セグメント結合ボルトの締め直しなど必要な対策が行われていることが確認できる。 8 二次覆工コンクリート打設前に十分な水洗清掃が行われていることが確認できる。 9 設計図書に基づくコンクリートの配合試験及び試験練りが行われており、適切なコンクリートの規格(強度・W/C・最大骨材粒径・塩基総量等)が確認できる。 10 コンクリート打設時に必要な供試体を探取し、強度・スランプ・空気量等が確認できる。 11 その他 ※下の黄色い枠内に記入し評定を行う 		<p>●判断基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">評価値</th> <th colspan="3">はらつきで判断可能</th> <th rowspan="2">はらつきで判断不可能</th> </tr> <tr> <th>50%以下</th> <th>80%以下</th> <th>80%を超える</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>90%以上</td> <td>a</td> <td>a b</td> <td>b</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>75%以上90%未満</td> <td>a b</td> <td>b</td> <td>b c</td> <td>b c</td> </tr> <tr> <td>60%以上75%未満</td> <td>b</td> <td>b c</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> <tr> <td>60%未満</td> <td>b c</td> <td>c</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> </tbody> </table>	評価値	はらつきで判断可能			はらつきで判断不可能	50%以下	80%以下	80%を超える	90%以上	a	a b	b	b	75%以上90%未満	a b	b	b c	b c	60%以上75%未満	b	b c	c	c	60%未満	b c	c	c	c			
評価値	はらつきで判断可能			はらつきで判断不可能																															
	50%以下	80%以下	80%を超える																																
90%以上	a	a b	b	b																															
75%以上90%未満	a b	b	b c	b c																															
60%以上75%未満	b	b c	c	c																															
60%未満	b c	c	c	c																															
		<p>①評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ②評価値(%) = 評価項目数() / 評価対象項目数() × 100 ③なお、評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。</p>																																	
21. 下水道工事(管更生)		品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。<判断基準参考> 〔関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験〕				ばらつき50%以下 ばらつき80%以下 ばらつき80%を超える	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であつたため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であつたため、検査職員が修補指示を行った。																											
		<p>●評価対象項目</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 材料の品質規格が証明書類等で確認できる。 2 工事写真で材料の保管管理が適切に行われていることが確認できる。 3 取付管口に不良が無く、適切に穿孔や整形が実施されていることが確認できる。 4 既設管の状態を確認し、必要な場合は前処理工等の措置が適切に実施されていることが確認できる。 5 更生工法に応じた適切な品質管理が行われていることが確認できる。 6 その他 ※下の黄色い枠内に記入し評定を行う 			<p>●判断基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">評価値</th> <th colspan="3">はらつきで判断可能</th> <th rowspan="2">はらつきで判断不可能</th> </tr> <tr> <th>50%以下</th> <th>80%以下</th> <th>80%を超える</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>90%以上</td> <td>a</td> <td>a b</td> <td>b</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>75%以上90%未満</td> <td>a b</td> <td>b</td> <td>b c</td> <td>b c</td> </tr> <tr> <td>60%以上75%未満</td> <td>b</td> <td>b c</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> <tr> <td>60%未満</td> <td>b c</td> <td>c</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> </tbody> </table>	評価値	はらつきで判断可能			はらつきで判断不可能	50%以下	80%以下	80%を超える	90%以上	a	a b	b	b	75%以上90%未満	a b	b	b c	b c	60%以上75%未満	b	b c	c	c	60%未満	b c	c	c	c		
評価値	はらつきで判断可能			はらつきで判断不可能																															
	50%以下	80%以下	80%を超える																																
90%以上	a	a b	b	b																															
75%以上90%未満	a b	b	b c	b c																															
60%以上75%未満	b	b c	c	c																															
60%未満	b c	c	c	c																															
		<p>①評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ②評価値(%) = 評価項目数() / 評価対象項目数() × 100 ③なお、評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。</p>																																	

別表第2-3② (検査員)

考査項目別運用表(土木工事)

考査項目	工種	a 優れている	ab bより優れている	b やや優れている	bc cより優れている	c 他の評価に該当しない	d	e
3 出来形及び出来ばえ	22. 機械設備工事	●評価対象項目 1 材料、部品の品質照合の書類（現物照合）を整理し品質の確認ができる。 2 設備の機能及び性能が、承諾図書とのおり確保され、品質の確認ができる。 3 設計図書の仕様を踏まえた詳細設計を行い、承諾図書として提出していることが確認できる。 4 機器の機能及び性能に係わる成績書が整理され、品質の確認ができる。 5 溶接管理基準の品質管理項目について、品質管理書類を整理し品質の確認ができる。 6 塗装管理基準の品質管理項目について、品質管理書類を整理し品質の確認ができる。 7 操作制御設備について、操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおり配置され、操作性にすぐれていることが確認できる。 8 操作制御設備の安全装置及び保護装置の機能・性能確認試験について、試験書類を整理し品質の確認ができる。 9 小配管、電気配線、配管が承諾図書のとおり敷設していることが確認できる。 10 設備の取扱説明書を工夫していることが確認できる。 11 完成図書（取扱説明書）に部品等の点検及び交換方法について、まとめていることが確認できる。 12 機器の配置が点検しやすいよう工夫していることが確認できる。 13 設備の構造や機器の配置が、交換頻度の高い部品等の交換作業を容易にできるよう工夫していることが確認できる。 14 二次コンクリートの配合試験及び試験練りを実施し、試験成績表にまとめていることが確認できる。 15 パルプ類の平時の状態を示すラベルなどが見やすい状態で表示していることが確認できる。 16 計器類に運転時の適用範囲を見やすく表示していることが確認できる。 17 回転部や高温部等の危険箇所に表示又は防護をしていることが確認できる。 18 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。 19 現地状況を勘案し、施工方法等についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。 20 その他 ※以下の黄色い枠内に記入し評定を行う	●品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	●品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。				
	II. 品質	●判断基準 ※ 評価値が90%以上・・・・・・・a ※ 評価値が80%以上90%未満・・・・ab ※ 評価値が70%以上80%未満・・・・b ※ 評価値が60%以上70%未満・・・・bc ※ 評価値が60%未満・・・・c	①評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ②評価値(%) = 評価項目数() / 評価対象項目数() × 100 ③なお、評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。					
	23. 電気設備工事	●評価対象項目 1 製作着手前に、品質や性能の確保に係る技術検討が実施していることが確認できる。 2 材料・部品の品質照合の結果が品質保証書等（現物照合を含む）で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 3 機器の品質・機能及び性能が設計図書を満足して、成績書にまとめられていることが確認できる。 4 操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおり配置され、操作性に優れていることが確認できる。 5 ケーブル及び配管の接続などの作業が、施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合が無いことが確認できる。 6 設備の機能及び性能が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 7 操作制御関係の機能及び性能が、設計図書の仕様を満足しているとともに、必要な安全装置及び保護装置の作動が確認できる。 8 設備の総合性能が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 9 現場条件によって機器（製品）の機能及び性能が確認できない場合において、工場試験などで確認していることが確認できる。 10 設備全体についての取扱説明書を工夫し作成（修繕（改造・更新含む）の場合は、修正又は更新）していることが確認できる。 11 完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示していることが確認できる。 12 設備の構造において、点検や消耗品の取替え作業が容易にできるよう工夫していることが確認できる。 13 その他 ※以下の黄色い枠内に記入し評定を行う	●品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	●品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。				

別表第2-3② (検査員)

考査項目別運用表（土木工事）

検査項目	工種	a	ab	b	bc	c	d	e
3 出来形及び出来ばえ	2.4. 通信設備工事・受変電設備工事	優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であつたため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であつたため、検査職員が修補指示を行った。
	II. 品質	●評価対象項目 1 設計図書に定められている品質管理を実施していることが確認できる。 2 材料及び構成部品の品質及び形状について、設計図書等と適合が確認できる証明書等を整備していることが確認できる。 3 材料の品質照合の結果が、品質保証書等（現物照合を含む）で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 4 設備、機器の品質、機能及び性能が、成績等で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 5 ケーブル及び配管の接続などの作業が、施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合が無いことが確認できる。 6 設備全体としての運転性能が所定の能力を満足していることが確認できる。 7 完成図書において、設備の機能並びに性能及び操作方法が容易に判別できる資料を整備していることが確認できる。 8 完成図書において、単体品の製造年月日及び製造者が判別できる資料を整備していることが確認できる。 9 設備全体及び各機器において、設計図書に規定した品質及び性能を工場試験記録により確認できる。 10 設備全般についての取扱説明書を工夫していることが確認できる。 11 完成図書で定期的な点検や交換をする部品及び箇所を明示していることが確認できる。 12 設備の構造において、点検や消耗品の取替え作業が容易にできるよう工夫していることが確認できる。 13 その他 ※下の黄色の枠内に記入し評定を行う						
		●判断基準 ※ 評価値が90%以上・・・・・・・a ※ 評価値が80%以上90%未満・・・ab ※ 評価値が70%以上80%未満・・・b ※ 評価値が60%以上70%未満・・・bc ※ 評価値が60%未満・・・・c	①評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ②評価値(%) = 評価項目数() / 評価対象項目数() × 100 ③なお、評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。					
	2.5. 上記以外の工事(情報ボックス、浚渫工等)又は合併工事	〈A〉 a 優れている bより優れている やや優れている cより優れている 他の評価に該当しない 〈B〉 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。〈判断基準参考〉 【関連基準、上木工施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】 ※ ばらつきの判断は別紙-4参照。	ばらつき50%以下 ばらつき80%以下 ばらつき80%を超える	●評価対象項目 1 その他 ※下の黄色の枠内に記入し評定を行う 2 その他 ※下の黄色の枠内に記入し評定を行う 3 その他 ※下の黄色の枠内に記入し評定を行う 4 その他 ※下の黄色の枠内に記入し評定を行う 5 その他 ※下の黄色の枠内に記入し評定を行う 6 その他 ※下の黄色の枠内に記入し評定を行う 7 その他 ※下の黄色の枠内に記入し評定を行う 8 その他 ※下の黄色の枠内に記入し評定を行う	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であつたため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であつたため、検査職員が修補指示を行った。		
		●判断基準 〈A〉対象工事がばらつきによる評価が不適切な工事 ex) 浚渫工、取壟工等 ※ 評価値が90%以上・・・・・・・a ※ 評価値が80%以上90%未満・・・ab ※ 評価値が70%以上80%未満・・・b ※ 評価値が60%以上70%未満・・・bc ※ 評価値が60%未満・・・・c なお、評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。	①評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ②評価値(%) = 評価項目数() / 評価対象項目数() × 100 ③なお、評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。	ばらつきで判断可能 50%以下 a ab b 80%以下 ab b c 80%を超える b c c 60%以上75%未満 b bc c 75%以上90%未満 a b b c 90%以上 a ab b				

検査項目別運用 (土木工事)

検査項目	工種	a 優れている	b やや優れている	c 他の評価に該当しない	d 劣っている
3.出来形及び出来ばえ Ⅲ.出来ばえ	1 コンクリート構造物工事・砂防構造物工事・海岸工事・トンネル工事	●評価対象項目 1. コンクリート構造物の表面状態が良い。 2. コンクリート構造物の通りが良い。 3. 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 4. クラックが無い。 5. 漏水が無い。 6. 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当5項目以上・・・・・・a 該当4項目・・・・・・b 該当3項目・・・・・・c 該当2項目以下・・・・d	
	2 土工事(盛土・築堤工事等)	●評価対象項目 1. 仕上げが良い。 2. 通りが良い。 3. 天端及び端部の仕上げが良い。 4. 構造物へのすりつけなどが良い。 5. 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当4項目以上・・・・・・a 該当3項目・・・・・・b 該当2項目・・・・・・c 該当1項目以下・・・・d	
	3 切土工事	●評価対象項目 1. 規定された勾配が確保されている。 2. 切土法面の施工にあたって、法面の浮き石が除去されているなど、適切に施工されている。 3. 法面勾配の変化部について、干渉部を設けるなど適切に施工されている。 4. 溝水などによる施工面の損傷が発生しないよう処理が行われている。 5. 関係構造物等との取り合いが設計図書を満足するよう施工されている。 6. 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当5項目以上・・・・・・a 該当4項目・・・・・・b 該当3項目・・・・・・c 該当2項目以下・・・・d	
	4 護岸・根固・水制工事	●評価対象項目 1. 通りが良い。 2. 材料のかみ合わせがよく、クラックが無い。 3. 天端及び端部の仕上げが良い。 4. 既設構造物とのすりつけが良い。 5. 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当4項目以上・・・・・・a 該当3項目・・・・・・b 該当2項目・・・・・・c 該当1項目以下・・・・d	
	5 鋼橋工事	●評価対象項目 1. 表面に補修箇所が無い。 2. 部材表面に傷及び錆が無い。 3. 溶接に均一性がある。 4. 塗装に均一性がある。 5. 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当4項目以上・・・・・・a 該当3項目・・・・・・b 該当2項目・・・・・・c 該当1項目以下・・・・d	
	6 地すべり防止工事	●評価対象項目 1. 地山との取り合いが良い。 2. 天端、端部の仕上げが良い。 3. 施工管理記録などから不可視部分の出来ばえの良さが伺える。 4. 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当3項目以上・・・・・・a 該当2項目・・・・・・b 該当1項目・・・・・・c 該当項目なし・・・・d	
	7 補装工事	●評価対象項目 1. 補装の平坦性が良い。 2. 構造物の通りが良い。 3. 端部処理が良い。 4. 構造物へのすりつけ等が良い。 5. 雨水処理が良い。 6. 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当5項目以上・・・・・・a 該当4項目・・・・・・b 該当3項目・・・・・・c 該当2項目以下・・・・d	
	8 法面工事	●評価対象項目 1. 通りが良い。 2. 植生、吹付等の状態が均一である。 3. 端部処理が良い。 4. 施工管理記録などから不可視部分の出来ばえの良さが伺える。		●判断基準 該当3項目以上・・・・・・a 該当2項目・・・・・・b 該当1項目・・・・・・c 該当項目なし・・・・d	
	9 基礎工事(地盤改良等を含む)	●評価対象項目 1. 土工関係の仕上げが良い。 2. 通りが良い。 3. 端部及び天端の仕上げが良い。 4. 施工管理記録などから不可視部分の出来ばえの良さが伺える。 5. ※地盤改良はc評価とする。		●判断基準 該当3項目以上・・・・・・a 該当2項目・・・・・・b 該当1項目・・・・・・c 該当項目なし・・・・d	
	10 コンクリート橋上部工事	●評価対象項目 1. コンクリート構造物の表面状態が良い。 2. コンクリート構造物の通りが良い。 3. 天端及び端部の仕上げが良い。 4. 支承部の仕上げが良い。 5. クラックが無い。 6. 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当5項目以上・・・・・・a 該当4項目・・・・・・b 該当3項目・・・・・・c 該当2項目以下・・・・d	
	11 塗装工事(工場塗装を除く)	●評価対象項目 1. 塗装の均一性が良い。 2. 細部まできめ細かな施工がされている。 3. 補修箇所が無い。 4. ケレンの施工状況が良好である。 5. 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当4項目以上・・・・・・a 該当3項目・・・・・・b 該当2項目・・・・・・c 該当1項目以下・・・・d	

※工事規模が同程度の複数の工種があった場合は複数の項目で評価を行ったうえで総合的な評価をする

考査項目別運用 (土木工事)

考査項目	工種	a 優れている	b やや優れている	c 他の評価に該当しない	d 劣っている
3.出来形及び出来ばえ Ⅲ.出来ばえ	12 植栽工事	●評価対象項目 1. 樹木の活着状況が良い。 2. 支柱の取り付けがきめ細かく施工されている。 3. 支柱の取り付けが堅固である。 4. 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当3項目以上·····a 該当2項目·····b 該当1項目·····c 該当項目なし·····d	
	13 防護柵(網)工事	●評価対象項目 1. 通りが良い。 2. 端部処理が良い。 3. 部材表面に傷及び錆が無い。 4. 既設構造物等とのすりつけが良い。 5. きめ細やかに施工されている。 6. 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当5項目以上·····a 該当4項目·····b 該当3項目·····c 該当2項目以下·····d	
	14 標識工事	●評価対象項目 1. 設置位置に配慮がある。 2. 標識板の向き並びに角度及びその支柱の通りが良い。 3. 標識板の支柱に変色が無い。 4. 支柱基礎が入念に埋め戻されている。 5. 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当4項目以上·····a 該当3項目·····b 該当2項目·····c 該当1項目以下·····d	
	15 区画線工事	●評価対象項目 1. 塗料の塗布が均一である。 2. 視認性が良い。 3. 接着状態が良い。 4. 施工前の清掃が入念に実施されている。 5. 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当4項目以上·····a 該当3項目·····b 該当2項目·····c 該当1項目以下·····d	
	16 機械設備工事	●評価対象項目 1. 主設備、関連設備及び操作制御設備が全体的に統制されており、運転操作性が良い。 2. きめ細かな施工がなされている。 3. 土木構造物、既設設備等とのすりつけが良い。 4. 溶接、塗装、組立て等にあたって、細部にわたる配慮がなされている。 5. 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当4項目以上·····a 該当3項目·····b 該当2項目·····c 該当1項目以下·····d	
	17 電気設備工事	●評価対象項目 1. きめ細やかな施工がなされている。 2. 公共物として、安全性の確保、環境及び維持管理等への配慮がなされている。 3. 動作状態において、電気的及び機械的な異常が無く、総合的な機能及び運用性が良い。 4. ケーブル等の接続方法及び収納状況が適切である。 5. 操作、保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。 6. 全体的な美観が良い。		●評価対象項目 該当5項目以上·····a 該当4項目·····b 該当3項目·····c 該当2項目以下·····d	
	18 維持修繕工事	●評価対象項目 1. 小構造物等にも注意が払われている。 2. きめ細やかな施工がなされている。 3. 既設構造物とのすりつけが良い。 4. 全体的な美観が良い。		●評価対象項目 該当3項目以上·····a 該当2項目·····b 該当1項目·····c 該当項目なし·····d	
	19 配水管布設工事	●評価対象項目 1. 歩道及び車道の舗装(含、仮復旧舗装)の勾配が適切で、有害な段差が無く平坦性が確保されている。 2. 弁栓類の据付及び鉄蓋類のすり付けがよく、安全性が確保されている。 3. 施工管理記録などから、不可視部分の出来映えの良さが伺える。 4. 管路の通り等の仕上がりが良好であり維持管理への配慮がなされている。 5. 全体的な美観が良い。		●評価対象項目 該当3項目以上·····a 該当2項目·····b 該当1項目·····c 該当項目なし·····d	
	20 下水道工事	●評価対象項目 1. 管路の通りが良い(管更生工事を除く) 2. 仕上げが良い。 3. 漏水がみられない。 4. 端部処理が良い。 5. 全体的な美観が良い。		●評価対象項目 該当4項目以上·····a 該当3項目·····b 該当2項目·····c 該当1項目以下·····d	
	21 通信設備工事・受変電設備工事	●評価対象項目 1. 主設備、関連設備等にきめ細かな施工がされている。 2. 公共物として、安全性の確保、環境及び維持管理等への配慮がなされている。 3. 動作状態において、電気的及び機械的な異常が無く、総合的な機能や運用性が良い。 4. 当該設備及び関連設備が全体的に協調及び統制され、総合的な性能向上への配慮がなされている。 5. 操作、保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。 6. 全体的な美観が良い。		●評価対象項目 該当5項目以上·····a 該当4項目·····b 該当3項目·····c 該当2項目以下·····d	
	22 上記以外の工事 又は合併工事	●評価対象項目 1. 項目理由 ※下の黄色の枠内に記入し評定を行う 2. 項目理由 ※下の黄色の枠内に記入し評定を行う 3. 項目理由 ※下の黄色の枠内に記入し評定を行う 4. 項目理由 ※下の黄色の枠内に記入し評定を行う 5. 項目理由 ※下の黄色の枠内に記入し評定を行う		●評価対象項目 該当4項目以上·····a 該当3項目·····b 該当2項目·····c 該当1項目以下·····d	

※該当工種からの評価対象項目で評価を行う。ただし、評価対象項目は最大5項目とする。

※工事規模が同程度の複数の工種があった場合は複数の項目で評価を行ったうえで総合的な評価をする

別表第2-3② (検査員)

考査項目別運用表 (營繕工事)

考査項目	細別	a : 出来形が特に優れている ab : 出来形が優れている b : 出来形が特に良好である bc : 出来形が良好である	d 出来形がやや不適切である	e 出来形が不適切である
3. 出来形及び出来 ばえ	I. 出来形	<p>●評価対象項目</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 承諾図等が、設計図書を満足していることが確認できる。 2 施工図等が、設計図書を満足していることが確認できる。 3 施工計画書等で出来形の管理基準を設定し、計画に基づく管理を実施していることが確認できる。 4 出来形の管理記録の整備が、良好であることが確認できる。 5 出来形の管理方法が工夫されていることが確認できる。 6 現場における出来形が設計図書を満足し、適切な施工であることが確認できる。 7 現場における出来形が良好で、施工の精度が高い。 8 不可視部分となる出来形が、工事写真、施工記録により、確認できる。 9 解体又は撤去工事の場合、撤去対象物の範囲等が確認でき、適切に処分をしていることが確認できる。 10 その他 ※下の黄色の枠内に記入し評定を行う <p>●判断基準</p> <p>評価値が90%以上 • • • • a 評価値が80%以上90%未満 • ab 評価値が70%以上80%未満 • b 評価値が60%以上70%未満 • bc 評価値が50%以上60%未満 • c</p>	<p>●評価対象項目のうち、対象としない項目は評定しない。 ②評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(%) = 評価項目数() / 評価対象項目数() × 100</p>	<p>出来形の管理に関して、監督職員が文書で指示を行い改善された。 出来形が不適切であったため、契約款第32条に基づく修補指示を検査員が行った。</p>
3. 出来形及び出来 ばえ	II. 品質	<p>●評価対象項目</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 材料・製品の品質が、製作図等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。 2 施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が、適切であることが確認できる。 3 材料の品質確認記録の内容が、適切であることが確認できる。 4 品質の確認結果が、分かりやすく整理されていることが確認できる。 5 施工の品質が適切であり、設計図書を満足していることが確認できる。 6 建具、ユニット等の性能及び機能に関する確認方法が適切であり、記録の内容が設計図書を満足していることが確認できる。 7 転体工事における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。 8 内外仕上げ工事における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。 9 その他の工事(転体・内外仕上げを除く)における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。 10 不可視部分となる品質が、工事写真、施工記録により確認できる。 11 中間検査や既済検査での工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。 12 その他 ※下の黄色の枠内に記入し評定を行う <p>※工事比率 % 1から100までの整数を入力</p> <p>●判断基準</p> <p>評価値が90%以上 • • • • a 評価値が80%以上90%未満 • ab 評価値が70%以上80%未満 • b 評価値が60%以上70%未満 • bc 評価値が50%以上60%未満 • c</p>	<p>●評価対象項目のうち、対象としない項目は評定しない。 ②評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(%) = 評価項目数() / 評価対象項目数() × 100</p>	<p>品質の管理に関して、監督職員が文書で指示を行い改善された。 品質が不適切であったため、契約款第32条に基づく修補指示を検査員が行った。</p>

別表第2-3② (検査員)

考査項目別運用表(營繕工事)

考査項目	細別	a : 品質が特に優れている ab : 品質が優れている c : 品質が適切である	b : 品質が特に良好である bc : 品質が良好である	d	e
3. 出来形及び出来 ばえ	II. 品質 電気設備工事 受変電設備工事	<p>●評価対象項目</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。 2 施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が、適切であることが確認できる。 3 機材の品質確認記録の内容が、適切であることが確認できる。 4 品質の確認結果が、分りやすく整理されていることが確認できる。 5 施工の品質が、適切であり、設計図書を満足していることが確認できる。 6 施工の品質が、試験や検査等の結果の記録により、優れていることが確認できる。 7 システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法が適切であり、記録の内容が設計図書を満足していることが確認できる。 8 システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法に工夫がある。 9 不可視部分となる品質が、工事写真、施工記録により確認できる。 10 中間検査や既済検査での工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。 11 運転・点検上の表示及び危険箇所などの表示等が明確で解りやすい。 12 その他 ※下の黄色い枠内に記入し評定を行う 	<p>品質がやや不適切である 品質の管理に関して、監督職員が文書で指示を行い改善された。</p> <p>①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は評定しない。 ②評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(%) = 評価項目数() / 評価対象項目数() × 100</p>	<p>品質が不適切である 品質が不適切であったため、契約約款第32条に基づく修補指示を検査員が行った。</p>	
●判断基準		※工事比率 1から100までの整数を入力			
評価値が90%以上	• a				
評価値が80%以上90%未満	• ab				
評価値が70%以上80%未満	• b				
評価値が60%以上70%未満	• bc				
評価値が50%以上60%未満	• c				
考査項目	細別	a : 品質が特に優れている ab : 品質が優れている c : 品質が適切である	b : 品質が特に良好である bc : 品質が良好である	d	e
3. 出来形及び出来 ばえ	II. 品質 暖冷房衛生設 備工事 機械設備工事	<p>●評価対象項目</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。 2 施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が、適切であることが確認できる。 3 機材の品質確認記録の内容が、適切であることが確認できる。 4 品質の確認結果が、分りやすく整理されていることが確認できる。 5 施工の品質が適切であり、設計図書を満足していることが確認できる。 6 施工の品質が、試験や検査等の結果の記録により、優れていることが確認できる。 7 システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法が適切であり、記録の内容が設計図書を満足していることが確認できる。 8 システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法に工夫がある。 9 不可視部分となる品質が、工事写真、施工記録により確認できる。 10 中間検査や既済検査での工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。 11 運転・点検上の表示及び危険箇所などの表示等が明確で解りやすい。 12 その他 ※下の黄色い枠内に記入し評定を行う 	<p>品質がやや不適切である 品質の管理に関して、監督職員が文書で指示を行い改善された。</p> <p>①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は評定しない。 ②評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(%) = 評価項目数() / 評価対象項目数() × 100</p>	<p>品質が不適切である 品質が不適切であったため、契約約款第32条に基づく修補指示を検査員が行った。</p>	
●判断基準		※工事比率 1から100までの整数を入力			
評価値が90%以上	• a				
評価値が80%以上90%未満	• ab				
評価値が70%以上80%未満	• b				
評価値が60%以上70%未満	• bc				
評価値が50%以上60%未満	• c				
考査項目	細別	c 品質が適切である		d	e
3. 出来形及び出来 ばえ	II. 品質 上記各項目によ る評定を行 わない場合 (評定を行 うのが適当で ないと考えられ る場合)	<p>●上記の建築工事・電気設備工事・受変電設備工事・暖冷房衛生設備工事・機械設備工事の評価対象項目による評定が適当ではないと考えられる場合(解体のみの工事等)、項目による評定をおこなわず、評定結果をcとする</p> <p>■ 1 評価対象項目による評定が適当ではないと考えられる場合</p>		<p>品質がやや不適切である 品質の管理に関して、監督職員が文書で指示を行い改善された。</p>	<p>品質が不適切である 品質が不適切であったため、契約約款第32条に基づく修補指示を検査員が行った。</p>

別表第2-3②（検査員）

考査項目別運用表（營繕工事）

考査項目	細別	a	b	c	d
3. 出来形及び出来 ばえ	III. 出来ばえ 建築工事	全般的な完成度が優れている	全般的な完成度が良好である	全般的な完成度が適切である	全般的な完成度が劣っている
		<p>●評価対象項目</p> <p>1 きめ細かな施工がなされ、取り合いの納まりや端部まで仕上がりが良い。 2 関連工事(工種)又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。 3 使い勝手や使用者の安全に対する配慮に優れている。 4 仕上がりの状態が良好で、作動状態も良好である。 5 色調が均一であり、色むら等が無く、全般的な美観が良好である。 6 材料・製品の割付や通り等が良く、全般的な出来ばえが良好である。 7 保全に配慮した施工がなされている。 8 その他 ※下の黄色の枠内に記入し評定を行う</p> <p>※工事比率 <input type="text"/> %</p> <p>0から100までの整数を入力</p>			出来ばえが劣っている。
<p>●判断基準</p> <p>評価値が90%以上・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・b 評価値が80%未満・・・c</p> <p>※1. 全般的な仕上がり状態、機能を評価する。</p> <p>※2. 出来ばえの評価は、全般的な仕上がり状態、形状、配置及び関連工事との調和、目的物としての機能などについて、観察、計測等により技術的な評価を行う。</p> <p>※3. デザインビルト方式等で建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によってよいものとする。また、改修工事等で付帯工事を含む場合は、主要工事で評価するものとし工事比率は100とする。</p>					

別表第2-3②(検査員)

考査項目別運用表(營繕工事)

考査項目	細別	a 全般的な完成度が優れている	b 全般的な完成度が良好である	c 全般的な完成度が適切である	d 全般的な完成度が劣っている
3. 出来形及び出来 ばえ	III. 出来ばえ 電気設備工事 受変電設備工事	<p>●評価対象項目</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 きめ細やかな施工がなされている。 2 関連工事(工種)又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。 3 機器又はシステムとして、運転状態が正常であり、性能が優れている。 4 環境負荷低減への対策が優れている。 5 運転操作及び保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。 6 その他 ※下の黄色の枠内に記入し評定を行う <p>※工事比率 <input type="text"/> % 0から100までの整数を入力</p> <p>●判断基準 評価値が90%以上・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・b 評価値が80%未満・・・c</p>	<p>全般的な完成度が優れている</p> <p>全般的な完成度が良好である</p> <p>全般的な完成度が適切である</p>	<p>全般的な完成度が劣っている</p> <p>出来ばえが劣っている。</p>	
考査項目	細別	a 全般的な完成度が優れている	b 全般的な完成度が良好である	c 全般的な完成度が適切である	d
3. 出来形及び出来 ばえ	III. 出来ばえ 暖冷房衛生設 備工事 機械設備工事	<p>●評価対象項目</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 きめ細やかな施工がなされている。 2 関連工事(工種)又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。 3 機器又はシステムとして、運転状態が正常であり、性能が優れている。 4 環境負荷低減への対策が優れている。 5 運転操作及び保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。 6 その他 ※下の黄色の枠内に記入し評定を行う <p>※工事比率 <input type="text"/> % 0から100までの整数を入力</p> <p>●判断基準 評価値が90%以上・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・b 評価値が80%未満・・・c</p>	<p>全般的な完成度が優れている</p> <p>全般的な完成度が良好である</p> <p>全般的な完成度が適切である</p>	<p>全般的な完成度が劣っている</p> <p>出来ばえが劣っている。</p>	
考査項目	細別	c	d		
3. 出来形及び出来 ばえ	III. 出来ばえ 上記各項目に よる評定を行 わない場合 (評定を行 うのが適当で ないと考えられ る場合)	全般的な完成度が適切である	<p>●上記の建築工事・電気設備工事・受変電設備工事・暖冷房衛生設備工事・機械設備工事の評価対象項目による評定が適当ではない と考えられる場合(解体のみの工事等)、項目による評定をおこなわず、評定結果を c とする</p> <p>■ 1 評価対象項目による評定が適当ではないと考えられる場合</p>	<p>全般的な完成度が劣っている</p> <p>出来ばえが劣っている。</p>	